

フランスの政治倫理に関する立法 —利益相反防止と資産公開—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
国会レファレンス課 服部 有希

【目次】

はじめに

I 背景

- 1 利益相反の防止に向けた検討
- 2 資産状況の届出と政治スキャンダル

II 13 年組織法及び 13 年法の概要

- 1 利益相反の防止
- 2 資産状況の届出及び利害関係の届出
- 3 罰則の強化
- 4 公職の透明性に関する高等機関の創設

おわりに

翻訳：公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の組織法律第 2013-906 号

公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号

はじめに

フランスでは、政治倫理の確立が長年の課題の 1 つである。2012 年 5 月に就任したフランソワ・オランド (François Hollande) 大統領も、大統領選挙公約の 1 つに「模範的かつ発言力のある共和国」を掲げ、政治倫理の刷新を図る意思を示していた⁽¹⁾。この公約に従い、2013 年 10 月 11 日に制定された法律が「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の組織法律⁽²⁾ 第 2013-906 号」⁽³⁾ (以下「13 年組織法」) 及び「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号」⁽⁴⁾ (以下「13 年法」) である。これらの法律は、政治活動や公共部門に関する利益相反の防止のための届出制度等を創設するとともに、従来の資産状況の届出制度を改善するものである。

本稿では、これらの法律の背景と概要を紹介し、末尾に翻訳を付す。

(1) François Hollande, *Le Changement c'est maintenant; mes 60 engagements pour la France*, 2012.1.30. <http://download.parti-socialiste.fr/projet_presidentiel_2012_francois_hollande.pdf> オランド大統領の公約については、服部有希『【フランス】オランド新大統領の政策課題』『外国の立法』no.252-1, 2012.7, pp.2-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3507777_po_02520101.pdf?contentNo=1> を参照。本稿におけるインターネット情報は、2015 年 2 月 27 日現在のものである。

(2) 組織法律は、憲法と通常法律の中間に位置する法律で、憲法の規定を具体化し、公権力の組織と運営について定める。

(3) Loi organique n° 2013-906 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique.

(4) Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique.

I 背景

1 利益相反の防止に向けた検討

政治活動や公共部門に関する利益相反については、国際的に通用する普遍的な定義は確立されていない。しかし、例えば、OECD は、2003 年に、「公役務における利益相反の管理」⁽⁵⁾というガイドラインを公表し、利益相反を次のように説明している。「公務員の公的な義務と私的な利益との間に相反がある場合において、公務員がその公務及び責任の遂行に不当に影響し得る私的な利益を有するときは、利益相反に含まれる」⁽⁶⁾。

一方、フランス法上、利益相反の明確な定義はなく、包括的な規制も存在しなかった。そこで、ニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 前大統領により、2010 年 12 月 10 日に、ジャン＝マルク・ソヴェ (Jean-Marc Sauvé) 氏を委員長とする「公職における利益相反防止検討委員会」(Commission de réflexion pour la prévention des conflits d'intérêts dans la vie publique) (以下「ソヴェ委員会」) が設置された。2011 年 1 月 26 日に提出された同委員会の報告書⁽⁷⁾は、利益相反を定義する重要性を説いたうえで、利益相反となるおそれがある職務を一時的に回避する回避義務の確立や、利益相反を引き起こすおそれのある利害関係について届け出る義務などを設けることを提案した。これを受け、政府は 2011 年 7 月に、利益相反の防止に関する法案を提出した。同法案では、利益相反は定義されなかったものの、ソヴェ委員会の提案の大部分が採用された。しかし、同法案は、議事日程に搭載されることなく廃案となった。結局、サルコジ政権下では法制化は実現されなかった。

一方で、当時のフランソワ・フィヨン (François Fillon) 首相は、2011 年 3 月 16 日に、政府構成員 (首相、大臣及び政務官等) の利害関係を自主的に公表することを決定し、インターネット上に公開した⁽⁸⁾。また、2011 年に、両院もそれぞれ自主的に、議員に利害関係の届出を課すことを決定した⁽⁹⁾。なお、オランダ政権のジャン＝マルク・エロー (Jean-Marc Ayrault) 前首相も、13 年組織法及び 13 年法制定以前の 2012 年 5 月 12 日に、政府構成員に利害関係の届出を義務づけている⁽¹⁰⁾。

政権交代後の 2012 年 7 月には、オランダ大統領が、公約の 1 つである「模範的かつ発言力のある共和国」の実現に向け、首相経験者であるリオネル・ジョスパン (Lionel Jospin) 氏を委員長とする「公職の刷新及び職務倫理委員会」(Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique) を設置した。同委員会は、2012 年 11 月に、35 の提言をまとめ

(5) *Managing Conflict of Interest in the Public Service; OECD Guidelines and Country Experiences*, OECD, 2003. <<http://www.oecd.org/gov/ethics/48994419.pdf>>

(6) *ibid.*, p.24.

(7) Commission de réflexion pour la prévention des conflits d'intérêts dans la vie publique, *Pour une nouvelle déontologie de la vie publique*, 26 janvier 2011. <<http://www.conflits-interets.fr/pdf/rapport-commission-conflits-interets-vie-publique.pdf>>

(8) *Publication des déclarations d'intérêts des membres du Gouvernement*, 2011.4.21. Portail du Gouvernement website <http://archives.gouvernement.fr/fillon_version2/gouvernement/publication-des-declarations-d-interets-des-membres-du-gouvernement.html>

(9) 下院については、2011 年 4 月 6 日の理事部の決定による。Décision du Bureau relative au respect du code de déontologie des députés, 6 avril 2011. Assemblée nationale website <http://www.assemblee-nationale.fr/qui/bureau_deontologie.pdf> 上院については、2011 年 12 月 14 日の理事部の決定による。Compte-rendu de la réunion du Bureau du Sénat du mercredi 14 décembre 2011. Sénat website <http://www.senat.fr/role/fiche/bur_cr_reunion141211.html>

(10) 政府構成員職務倫理憲章 (Charte de déontologie des membres du Gouvernement) による。Charte de déontologie des membres du Gouvernement, 17 mai 2012. Présidence de la République website <<http://www.elysee.fr/assets/pdf/Charte-de-deontologie.pdf>> 政府構成員職務倫理憲章については、濱野雄太「フランスのオランダ政権における政府構成員職務倫理憲章」『外国の立法』no.256, 2013.6, pp.26-40. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8220777_po_02560003.pdf?contentNo=1> 参照。

た報告書⁽¹¹⁾を提出した。この中で、ソヴェ委員会の報告書を土台として、利益相反の防止策が提案された。これを受け、2013年3月13日に、利益相反の防止に関する法案を提出することが閣議決定された⁽¹²⁾。

2 資産状況の届出と政治スキャンダル

一方、資産状況の届出は、すでに、1988年に制定された「政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の組織法律第88-226号」⁽¹³⁾（以下「88年組織法」）及び「政治活動の資金等の透明性に関する1988年3月11日の法律第88-227号」⁽¹⁴⁾（以下「88年法」）により法制化されていた⁽¹⁵⁾。これにより、政府構成員や議員には、資産状況の届出書を提出する法的義務が課されていた。ただし、届出内容は、原則として非公表（88年組織法第6条の規定により改正された選挙法典旧LO.第135-2条及び88年法第3条）であった。

このような制度があるにもかかわらず、フランスでは、オランド政権以前から、度重なる政治家の金銭スキャンダルが問題となっていた⁽¹⁶⁾。オランド政権下においても、2012年12月に、当時の予算担当大臣であったジェローム・カユザック（Jérôme Cahuzac）氏について、スイスに隠し口座を所有しているとの疑惑が浮上した。同氏は、事実を認め、2013年3月19日に辞任した。このいわゆる「カユザック事件」は、オランド政権に大きな打撃を与えた⁽¹⁷⁾。

事態の鎮静化を図りたいオランド政権は、2013年4月15日に、政府構成員の資産状況の届出内容を公表した。さらに、4月24日に、利益相反の防止制度を創設するとともに、罰則の強化等により資産状況の届出制度を改正する2法案を提出し、審議促進手段をとった。これらの法案は、上下各院で1度ずつ審議された後、両院協議会に付託されたが、合意に至らなかった。その後、再び各院で1度ずつ審議された後、2013年9月17日に最終的に国民議会（下院）により採択された。その後、10月9日の憲法院（合憲性審査機関）の判決により、一部の条文が違憲とされた。これを受け、違憲箇所を削った上で、10月11日に大統領の署名により、13年組織法及び13年法が成立した。

II 13年組織法及び13年法の概要

今回、13年組織法と13年法の2つの法律が制定された。これらの法律の主旨は同様であるが、13年組織法が主に国会議員について定め、選挙法典を改正するものである一方で、13年法は、88年法の一部の規定に代わり、政府構成員等について定めるものである。2つの法律の要点は、利益相反の防止制度の創設、資産状況及び利害関係の届出制度の改

(11) Commission de rénovation et de déontologie de la vie publique, *Pour un renouveau démocratique*, 2012.11. <<http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/124000596/0000.pdf>> 報告書の内容を紹介した邦語文献として、徳永貴志「新たな統治構造改革案—ジョスパン委員会報告書—」『論究ジュリスト』4号, 2013冬, pp.80-81.

(12) *Compte-rendu du Conseil des ministres du 13 mars*, 13 Mars 2013. Présidence de la République website <<http://www.elysee.fr/conseils-des-ministres/article/compte-rendu-du-conseil-des-ministres-du-13-mars-201/>>

(13) Loi organique n° 88-226 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique.

(14) Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique.

(15) これらの法律に基づく資産状況の届出制度は、数度にわたり改正されている。2011年4月14日の改正については、服部有希「フランスの選挙制度及び政治家等の資産公開制度の改革」『外国の立法』no.254, 2012.12, pp.35-72. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_4023708_po_025403.pdf?contentNo=1&itemId=info:ndljp/pid/4023708&_lang=ja> 参照。

(16) 濱野 前掲注(10), pp.26-38.

(17) Valerie Mazuir, “Affaire Cahuzac: l’électrochoc,” 2013.4.22. LesEchos.fr Website <<http://www.lesechos.fr/politique-societe/dossiers/0202707475475-affaire-cahuzac-l-electrochoc-560571.php>>

正、罰則の強化並びに新たな監督機関の創設の4点である。

1 利益相反の防止

今回の改正の最も重要な点の1つは、利益相反の定義が確立されたことである。その定義によれば、利益相反とは「1の公益が他の公益又は私益と競合する状況であって、中立、公正かつ公平な職務の遂行に影響し、又は影響するおそれのあるもの」である（13年法第2条）。

このような利益相反状態にある者には、次の回避義務（obligations d'abstention）が課される。

- ① 合議制の独立行政機関又は独立公共機関⁽¹⁸⁾の構成員は、審議への出席を回避する。
- ② 地方議会の議長及び副議長⁽¹⁹⁾は、代理が置かれる。
- ③ 署名委任⁽²⁰⁾を受けた公役務の任務を担う者は、当該署名権の使用を回避する。
- ④ 公役務を行う者については、上司の裁量により、当該事務の担当を他の職員に変更する。

政府構成員の回避義務については、権力分立の観点から、法律ではなくデクレで定めることとなった（13年法第2条⁽²¹⁾）。また、国会議員については、一身専属的な表決権を議員に認める憲法第27条の規定と抵触するおそれがあるため、回避義務を課することが難しく、利益相反状態にある議員の扱いについては、各院の議事規則に委ねることとした（13年法第3条⁽²²⁾）。

また、利益相反の防止に関連し、国会議員⁽²³⁾の兼業禁止も強化された。国会議員は、今後、独立行政機関又は独立公共機関の長の職や、一部の例外を除き司法職に就くことなどが禁止される（13年組織法第2条I及びIII）。

2 資産状況の届出及び利害関係の届出

資産状況の届出及び利害関係の届出の届出義務者には、従来の資産状況の届出義務者であった国会議員（13年組織法第1条I 1°の規定により改正された選挙法典LO.第135-1条）、政府構成員（13年法第4条I）、欧州議会議員、地方議会の議長、国営企業等の会長及び執行役等に加えて、大臣官房の構成員、大統領補佐官、上下両院議長の補佐員⁽²⁴⁾、独立行政機関及び独立公共機関の構成員並びに閣議で任命する政府の職務を行う者も含まれることとなった（13年法第11条I）。届出先は、後述する「公職の透明性に関する高等機関」（Haute

(18) 独立行政機関（Autorité administrative indépendante: AAI）は、公権力から独立して、所管分野に関する指示や勧告を行うことができる機関である。このうち、法人格を付与されたものが独立公共機関（Autorité publique indépendante: API）と呼ばれる。

(19) 州、県及びコミューン（市町村に相当）のほか、コミューン間協力公施設法人の議会の議長やこれらの者の職務の受任者（代理人）も含まれる。

(20) 署名委任（délégation de signature）は、上位の機関が、その権限を上位の機関の名において行使することを下位の機関に委任することである。行政行為の真の主体はあくまで上位の機関であり、委任はいつでも撤回することができる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.150; *Délégations de signature des membres du Gouvernement*. Legifrance website <<http://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Guide-de-legistique/III.-Redaction-des-textes/3.9.-Signatures-et-contresignatures/3.9.3-Delegations-de-signature-des-membres-du-Gouvernement>>

(21) Jean-Pierre Sueur, *Sénat rapport*, N° 722, 3 juillet 2013, pp.59-60. <<http://www.senat.fr/rap/112-722/112-7221.pdf>>

(22) Jean-Jacques Urvoas, *Assemblée nationale Rapport*, Nos 1108 et 1109, 5 juin 2013, p.202. <<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r1108.pdf>>

(23) 今回改正された選挙法典の規定は、国民議会（下院）議員に関する規定であるが、これらの規定は、選挙法典LO.第296条の規定により、元老院（上院）議員にも適用される。

(24) 補佐員（collaborateur）は国会議員を補佐し、「秘書」とも訳されるが、特に上下院議長の“collaborateur”は、上下院議長の下に配置され、各省の大臣官房の補佐官のような役割を果たしているため、このように訳した。なお、日本では国会職員の肩書に「官」の名称を用いていないため、「補佐員」とした。山本美樹「国家公務員の肩書雑感」『立法と調査』no.221, 2001.1, p.64. <<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column035.htm>>

Autorité pour la transparence de la vie publique) である。なお、これらの届出義務者とは異なり、大統領は憲法院に資産状況の届出書を提出することになっているが⁽²⁵⁾、この点については、今回、大きな改正はなかった。

資産状況の届出項目は、従前どおり不動産、動産、有価証券、預金、海外口座等である。これらは、従来、デクレで定められていたが、今回の改正により、法律事項となった（13年組織法第1条7°の規定により改正された選挙法典 LO. 第135-1条Ⅱ及び13年法第4条Ⅱ）。

利害関係の届出項目は、過去5年間に従事していた職業活動や顧問業務等のほか、配偶者等が従事する職業活動なども含まれる（13年組織法第1条Ⅰ7°の規定により改正された選挙法典 LO. 第135-1条Ⅲ及び13年法第4条Ⅲ）。

なお、国会議員については、従来、任期中に継続する予定の職業活動又は公益に関する活動（以下「諸活動」）の届出も課せられている（同 LO. 第135-1条Ⅲ11°）。これは、憲法第23条で包括的に兼職が禁止されている政府構成員と異なり、国会議員にはある程度の兼職が認められているためである。

資産状況の届出書は、職務の開始時及び終了時に提出する。利害関係の届出書は、政府構成員についてのみ職務の開始時及び終了時に提出するが、その他の者については、職務の開始時にのみ提出する。ただし、在職中に、届出内容に重要な変更があった場合には、届出書を再提出する。これらの提出期限は、表のとおりである。

従来、届出書は、原則として非公表であったが、一部の個人情報等を除き、公表されることとなった（13年組織法第1条Ⅱの規定により改正された選挙法典 LO. 第135-2条及び13年法第5条）。

表 資産状況及び利害関係の届出義務者及び提出期限

届出義務者		資産状況の届出		利害関係の届出	
		要否	提出期限	要否	提出期限
国会議員	職務開始時	要	開始後2か月以内	要	開始後2か月以内 (諸活動の届出も同様)
	職務終了時	要	終了の7～6か月前まで (中途終了の場合は職務 終了後2か月以内)	不要	—
政府構成員	職務開始時	要	開始後2か月以内	要	開始後2か月以内
	職務終了時	要	終了後2か月以内	要	終了後2か月以内
その他*	職務開始時	要	開始後2か月以内	要	開始後2か月以内
	職務終了時	要	終了の2～1か月前まで (中途終了の場合は職務 終了後2か月以内)	不要	—

* 欧州議会議員、地方議会の議長、国営企業等の会長及び執行役等、大臣官房の構成員、大統領補佐官、上下両院議長の補佐員、独立行政機関及び独立公共機関の構成員並びに閣議で任命する政府の職務を行う者

(出典) 13年組織法第1条の規定により改正された選挙法典 LO. 第135-1条並びに13年法第4条及び第11条を基に筆者作成。

(25) 「普通選挙による共和国大統領選挙に関する1962年11月6日の法律第62-1292号」(Loi n° 62-1292 du 6 novembre 1962 relative à l'élection du Président de la République au suffrage universel) 第3条Ⅰで規定されている。

3 罰則の強化

(1) 国会議員

改正前は、国会議員については、資産状況の届出を提出しなかった場合に、強制的辞職⁽²⁶⁾となり、被選挙権剥奪刑が科せられていた（選挙法典旧 LO. 第 136-2 条）。被選挙権の剥奪期間は、1 年間である（同 LO. 第 128 条 3°）。

一方、国会議員が資産状況の不完全な届出又は虚偽の届出をした場合には、30,000 ユーロの罰金が科されていた。さらに、必要に応じて、補充刑として、公民権の停止（特に 5 年以下の被選挙権剥奪）又は公職への従事の禁止を科することができるとされていた（同旧 LO. 第 135-1 条第 5 項）。

利害関係の届出は、改正前は議事規則に基づく制度であったため、法的な罰則はなかった。また、前述のように、国会議員には諸活動の届出義務が課されていた（同旧 LO. 第 151-2 条）。諸活動の届出を提出しなかった者は、強制的辞職となるが（同旧 LO. 第 151-3 条）、被選挙権剥奪刑は科されなかった（同旧 LO. 第 151-4 条）。

改正後は、これら 3 種の届出のいずれかを未提出の者は、強制的辞職となり、被選挙権剥奪刑が科される（同 LO. 第 136-2 条）。被選挙権の剥奪期間は、従来どおり 1 年間である（同 LO. 第 128 条 3°）。

一方、これらの届出について、不完全な届出又は虚偽の届出をした者には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金が科される。さらに、従来どおり公民権の停止又は公職への従事の禁止を補充刑として科することもできるが（13 年組織法第 1 条 I 5° により改正された同 LO. 第 135-1 条 I 第 5 項）、被選挙権剥奪刑の期間が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられた（13 年法第 27 条の規定による刑法典第 131-26-1 条の創設）。

(2) その他の届出義務者

改正前は、その他の届出義務者のうち、地方議会における届出義務者については、資産状況の届出を提出しなかった場合に、自動的に 1 年間の被選挙権剥奪刑が科された（88 年法第 5 条）。これ以外の政府構成員等の届出義務者については、届出を怠っただけでは罰則が科されなかった。

一方、不完全な届出又は虚偽の届出をした場合には、いずれの者にも 30,000 ユーロの罰金が科された（88 年法第 5-1 条）。さらに、国会議員と同様に、補充刑として、公民権の停止又は公職への従事の禁止を科することもできた。なお、国会議員と同様に、利害関係の届出は法的義務ではなかったため、罰則もなかった。

改正後は、資産状況及び利害関係の届出を怠った場合及び不完全な届出又は虚偽の届出をした場合に、いずれの者も 3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処されることとなった（13 年法第 26 条 I）。また、補充刑として、従来どおり公民権の停止又は公職への従事の禁止を科することもできるが（13 年法第 27 条）、国会議員と同様に、被選挙権剥奪刑の期間が 5 年以下から 10 年以下に引き上げられた（13 年法第 27 条の規定による刑法典第 131-26-1 条の創設）。これに伴い、地方議員の 1 年間の被選挙権剥奪刑に関する規定は削られた（13 年法第 30 条 III）。

(26) 強制的辞職は、議員や公務員等に職務違反があった場合に、裁判所等の決定により、強制的に権限を剥奪する手続である。山口編 前掲注 (20), p.156.

4 公職の透明性に関する高等機関の創設

これまで資産状況の届出を審査していた「政治活動の金銭的透明性に関する委員会」(Commission pour la transparence financière de la vie politique) に代わり、「公職の透明性に関する高等機関」が創設された。

同機関は、独立行政機関であり、大統領が任命する長1人、コンセイユ・デタ(最高行政裁判所)、破毀院(最高司法裁判所)及び会計検査院の職員から各2人並びに国民議会(下院)議長及び元老院(上院)議長が任命する有識者各1人の計9人で組織する(13年法第19条)。

その任務は、次のとおりである。

- ① 資産状況の届出及び利害関係の届出の受理、検査、監督及び公表
- ② 利益相反のおそれがある状況の裁定及び解消の命令
- ③ 届出義務者からの職業倫理に関する質問に対する意見の表明
- ④ 自由業又は私企業等における有給の活動に従事することが、その開始前3年間に従事していた政府の職又は地方の執行職を考慮したうえで、可能か否かの裁定(天下り(pantouflage)に関する裁定)
- ⑤ 首相又は関係公的機関に対する13年法の適用に関する勧告(13年法第20条I)

おわりに

新制度の運用は、既に開始されているが、その成果を評価するには時間を要するであろう。今回、利益相反の定義がされた点は大きな前進であるが、法案に関する委員会報告が指摘するように、法律のみで利益相反の防止及び政治倫理の確立に関する課題が全て解決するわけではない⁽²⁷⁾。今後、政治倫理が健全に保たれるような文化や社会規範の確立が肝要となる⁽²⁸⁾。

(はっとり ゆうき)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に執筆したものである。)

(27) Urvoas, *op.cit.*(22), p.33.

(28) Paul Lignières, “Conflits d’intérêts; l’État rentre enfin dans le rang,” *Juris Classeur Periodique; Semaine Juridique*, N° 44-45, 28 Octobre 2013, p.1992.

公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の組織法律第 2013-906 号

Loi organique n° 2013-906 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique

国立国会図書館 調査及び立法考査局
国会レファレンス課 服部 有希記

第 1 条

I. 選挙法典 LO. 第 135-1 条を次のように改める。

1° 第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

「I. 国民議会議員は、就任から 2 か月以内に、全ての特有財産⁽¹⁾ 及び必要に応じて夫婦財産共同体の財産⁽²⁾ 又は不分割財産⁽³⁾ に関する資産状況の網羅的、正確かつ真正で、名誉にかけて証明された届出書を、公職の透明性に関する高等機関の長に自ら提出する。当該財産は、無償譲渡税⁽⁴⁾ と同様に、届出が必要となる事実のあった日において算定する。同様の条件に従って、当該議員は、当選の日及びその前 5 年間に於いて有していた利害関係を明らかにする届出書並びに無報酬のものも含めて、継続する予定の職業活動又は公益に関する活動の一覧を、当該高等機関の長及び国民議会議長に提出する。当該議員は、各届出書に、意見書を付すことができる。

資産状況又は利害関係に関する全ての重要な変更並びに継続する活動の一覧の変更の必要を生じさせる事項は、2 か月以内に、同様の条件により届け出なければならない。」

2° 第 3 項⁽⁵⁾ 第 1 文中「届出書」の前に、「資産状況の」を加え、「2 か月前から遅くとも 1 か月前までに、政治活動の資金等の透明性に関する委員会に」を「7 か月前から遅くとも 6 か月前までに、当該高等機関に」とする。

3° 第 3 項第 1 文の次に、次の 1 文を加える。

「この届出書には、国民議会議員の現在の任期の開始以降に当該議員及び必要に応じてその夫婦財産共同体が得た全ての収入の概要を記載する。」

* この翻訳は、Loi organique n° 2013-906 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. (http://legi-france.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20131012&numTexte=1&pageDebut=16824&pageFin=16829) を訳出したものである。本稿におけるインターネット情報は、2015 年 2 月 27 日現在のものである。また、[] 内は訳者補記である。

- (1) 特有財産 (biens propres) は、夫又は妻がそれぞれ単独で管理及び処分の権限を有する財産である。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.58.
- (2) 共同体 (communauté) は、ここでは婚姻に基づく夫婦の財産共同体を指すが、その共同体の財産である共通財産 (biens communs) に関する共通財産制を指す場合もある。共通財産とは、婚姻中に夫婦が、協同して、又は個別に作った後得財産であって、個人的労働又は各自の特有財産がもたらす収益に基づく貯蓄に由来するものである (民法典第 1401 条)。共通財産は、原則として夫婦のそれぞれが単独で管理することができる (民法典第 1421 条)。伊藤昌司「夫婦財産制論議の行方」『ジュリスト』1019 号、1993.3、p.56; 山口俊夫『概説フランス法 上』東京大学出版会、1978、pp.409-410.
- (3) 不分割 (indivision) とは、財産の物理的な分割がされずに、複数の者により同一の財産 (例えば、共同で取得した不動産など) に対して行使される同じ性質の権利 (所有権等) が競合している法的状態を指す。このような状態にある財産を、不分割財産 (biens indivis) と呼ぶ。伊藤 同上、p.56; 山口編 前掲注 (1)、p.286; 中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂、2012. (原書名: Raymond Guillien et al., *Lexique des termes juridiques*, 2007), p.231.
- (4) 無償譲渡税 (droits de mutation à titre gratuit) は、財産の移転に関する税で、相続税及び生前贈与にかかる税の総称である (租税一般法典第 1 編第 1 部第 4 章第 1 節第 2 款 VI)。
- (5) 旧第 3 項は、任期満了の 2 か月前から 1 か月前までに、再び資産状況の届出書を提出するよう義務づけていたが、改正により、この提出期限を任期満了の 7 か月前から 6 か月前までとした。なお、同項は、国民議会の解散又は死亡以外の理由により議員の職が終了した場合には、職務の終了から 2 か月以内に届け出なければならないとしている。

4° 第 4 項を次のように改める。

「当該議員が、この条又は公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 4 条及び第 11 条の規定の適用により、資産状況の届出を過去 6 か月間に作成した場合には、この I 第 1 項第 1 文に規定する届出を行う必要はなく、同 I 第 3 項に規定する届出は、同項第 2 文に規定する概要及び II 第 13 項に規定する説明に限る。」

5° 第 5 項を次のように改める。

「国民議会議員が、資産若しくは利害関係の重要な部分の届出を怠り、又は資産についての虚偽の評価書を提出した場合は、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処する。補充刑⁽⁶⁾として、刑法典第 131-26 条⁽⁷⁾及び第 131-26-1 条⁽⁸⁾に規定する方法に従い公民権の停止を、並びに同法典第 131-27 条⁽⁹⁾に規定する方法に従い公職への従事の禁止を宣告することができる。」

6° 第 6 項⁽¹⁰⁾の最初に「LO. 第 136-2 条⁽¹¹⁾の規定は別として、」を加える。

7° II から IV までとして、次のように加える。

「II. 資産状況の届出は、次に掲げる事項を対象とする。

- 1° 建築不動産及び非建築不動産
- 2° 有価証券
- 3° 生命保険
- 4° 当座預金口座、普通預金口座、貯蓄預金口座及び他の貯蓄商品
- 5° 命令で定める額を超える価値を有する各種動産
- 6° 原動機を用いた地上走行車両、船舶及び航空機
- 7° 営業権⁽¹²⁾又は顧客、諸経費及び事業所
- 8° 外国で所有する動産、不動産及び口座
- 9° その他の財産
- 10° 負債

資産状況の届出は、必要に応じて、この II 1° から 10° までに掲げる各事項について、それらが特有財産、夫婦財産共同体の財産又は不分割財産のいずれであるかを明示する。

I 第 3 項の規定の適用により提出する資産状況の届出書には、この II 1° から 10° までに掲げる事項のほかに、前回の届出以降に資産の構成に影響を与えた主な出来事に関する説明を記載する。

III. 利害関係及び諸活動の届出は、次に掲げる事項を対象とする。

- 1° 当選の日において従事していた報酬又は賞与を伴う職業活動
- 2° 過去 5 年間に於いて従事していた報酬又は賞与を伴う職業活動

(6) 補充刑 (peine complémentaire) は、主刑に付加して科すことができる刑である。

(7) 公民権、民事上の権利及び家族法上の権利の停止 (interdiction des droits civiques, civils et de famille) に関する規定。具体的には、選挙権の剥奪、被選挙権の剥奪、司法職への従事の禁止、後見人となることの禁止など。

(8) 政府構成員や議員に科す被選挙権剥奪刑の期間を最長 10 年とする規定。公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号 (以下、注では「法律第 2013-907 号」) 第 27 条参照。

(9) 公職や職業活動等への従事を禁止する補充刑に関する規定。公職の禁止には、永続的な禁止と 5 年以下の禁止がある。

(10) 資産状況の届出を職務終了時に提出しなかった者は、15,000 ユーロの罰金に処すとする規定。

(11) 資産状況の届出、利害関係の届出及び諸活動の届出を提出しなかった者は、被選挙権剥奪刑及び強制的辞職に処すとする規定。

(12) 営業に必要な有形又は無形の財産 (店舗の賃借権、在庫、社号等) の総体。

- 3° 当選の日及び過去5年間において従事していた顧問業務
- 4° 当選の日又は過去5年間における公共機関、民間機関又は会社の経営機関への参加
- 5° 当選の日における会社の資本への直接的な出資
- 6° 当選の日において配偶者、民事連帯協約⁽¹³⁾を締結したパートナー又は内縁関係にある者⁽¹⁴⁾が従事している職業活動
- 7° 利益相反となるおそれのある無報酬の職務への従事
- 8° (削除)⁽¹⁵⁾
- 9° 当選の日において従事している他の公選職
- 10° 補佐員⁽¹⁶⁾の氏名及び当該補佐員が届け出る他の職業活動
- 11° 無報酬のものも含めて、当該議員がその任期中に継続する予定の職業活動又は公益に関する活動

当該届出は、このⅢ 1° から 5° まで⁽¹⁷⁾及び9°に規定する事項について、当該議員が受ける報酬、手当又は賞与の額を明示する。

Ⅳ. I からⅢまでに規定する届出の様式及び内容並びにその更新及び保管の条件は、情報処理及び自由に関する国家委員会⁽¹⁸⁾の意見を聴いた後で、コンセイユ・デタ⁽¹⁹⁾の議を経るデクレ⁽²⁰⁾で定める。」

Ⅱ. 同法典 LO. 第 135-2 条を次のように改める。

「LO. 第 135-2 条

I. 公職の透明性に関する高等機関は、この条Ⅲの規定の範囲内で、LO. 第 135-1 条の規定に基づき国民議会議員により提出される利害関係及び諸活動の届出書並びに必要に応じて当該議員が作成した意見書を公表する。有権者は、利害関係の届出に関する意見書を当該高等機関に提出することができる。

公職の透明性に関する高等機関は、税務行政庁に、LO. 第 135-1 条の規定に基づき国民議会議員が提出する資産状況の届出書を送付する。税務行政庁は、送付から 30 日以内に、資産状況の届出の網羅性、正確性及び真正性を当該高等機関が評価するために必要な全ての情報、特に所得税、必要に応じて連帯富裕税⁽²¹⁾に関する

(13) 民事連帯協約(pacte civil de solidarité: Pacs)は、異性間又は同性間の婚姻に準じたパートナーシップ制度である。

(14) 合憲性審査機関である憲法院(Conseil Constitutionnel)による「2013年10月9日の憲法院判決第2013-675号」により、「内縁関係にある者」の後の「子及び両親」という文言が違憲とされ、削られた。届出内容と私生活を尊重される権利との均衡を考慮し、届出義務者と共同生活を送る配偶者等の職業活動について記載することは違憲ではないが、子や両親に関する情報の記載は違憲とされた。Cons. const. déc. 2013-675 DC du 9 octobre 2013. なお、法律の原文には違憲となった旨が記載されているが、翻訳では割愛する(以下同様)。

(15) 前掲注(14)の判決により、8°は、条文が不明確であるとして違憲とされ、削られた。削られた文言は、「利益相反を発生させるおそれのあるその他の関係」である。なお、翻訳で「(削除)」などとした箇所は、違憲として項や文の全部が削られた箇所である(以下同様)。

(16) 補佐員(collaborateur)は国会議員を補佐し、「秘書」とも訳されるが、特に上下院議長の“collaborateur”は、上下院議長の下に配置され、各省の大臣官房の補佐官のような役割を果たしているため、このように訳した。なお、日本では国会職員の肩書に「官」の名称を用いていないため、「補佐員」とした。山本美樹「国家公務員の肩書雑感」『立法と調査』no.221, 2001.1, p.64. (<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column035.htm>)

(17) 前掲注(14)の判決により、8°が削られたため、「5°まで」の後の「、8°」という文言が削られた。

(18) 情報処理及び自由に関する国家委員会(Commission nationale de l'informatique et des libertés)は、「情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号」が遵守されているか監視するものである。同法は、私生活および自由を保障する目的で、公的及び私的情報ファイルの管理を規制し利害関係人のための開示請求権及び訂正請求権を整備する。中村ほか監訳 前掲注(3), p.200.

(19) コンセイユ・デタ(Conseil d'État)は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「國務院」と訳されることもある。

(20) デクレ(décret)は、政令に相当。

(21) 連帯富裕税(impôt de solidarité sur la fortune: ISF)は、一定以上の資産を有する者の資産に課す税である。

る当事者に対する納税通知書を当該高等機関に提出する。

この I 第 2 項に規定する情報の受領から 3 か月以内に、国民議会議員に意見書を提出する機会を与えた上で、この条Ⅲの規定の範囲内で資産状況の届出書を公表する前に、当該届出書の網羅性、正確性及び真正性につき公表することが有用と当該高等機関が認める当該高等機関の全ての評価を、当該届出書に付することができる。

資産状況の届出書は、次に掲げる場所で、閲覧の目的に限り、選挙人名簿に記載された有権者の用に供する。

- 1° 当該議員の選挙があった県の県庁
- 2° ニューカレドニア又はフランス領ポリネシアで選出された国民議会議員については、高等弁務官事務所
- 3° 憲法第 74 条で規定する他の海外地方公共団体⁽²²⁾で選出された国民議会議員については、当該地方公共団体の役所
- 4° 在外フランス人により選出された国民議会議員については、パリ県庁⁽²³⁾

有権者は、閲覧した届出書に関する意見書を当該高等機関に提出することができる。

届出人本人が当該資産状況の届出書を公表した場合を除き、その方法にかかわらず、この I 第 2 項から第 9 項まで⁽²⁴⁾に規定する資産状況の届出書、意見書又は評価の全部又は一部を公表し、又は漏洩した場合には、45,000 ユーロの罰金刑に処する。

Ⅱ. この条 I 第 2 項から第 10 項に規定する手続は、LO. 第 135-1 条 I 第 3 項の規定の適用により任期の終了時に提出する資産状況の届出書に適用することができる。

Ⅲ. 届出義務者の自宅の住所、配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー、内縁関係にある者又は家族の他の者の氏名は、公表することができない。

不動産に関する資産状況の届出については、県名以外の当該不動産の所在地に関する情報、届出に記載された不動産を以前に所有していた者の氏名は公表することができず、不分割の状態にある不動産については他の不分割権利者の氏名、虚有権⁽²⁵⁾のある不動産については用益権者の氏名、用益権⁽²⁶⁾のある不動産については虚有権者の氏名も公表することができない。

不動産に関する利害関係及び諸活動の届出については、県名以外の当該不動産の所在地に関する情報は公表することができない。配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係にある者⁽²⁷⁾について、次に掲げる情報は公表することができない。

(22) 海外地方公共団体 (collectivité d'outre-mer: COM) は、憲法第 74 条で規定する特別な法的地位を有する地方公共団体である。

(23) パリは、1つのコミューン(市町村に相当)であるが、単独で県を構成しており、また、イル＝ド＝フランス州の行政の中心となる県でもある。パリ県庁 (préfecture de Paris) は、県と州の行政の本拠となる役所である。

(24) フランス法上、項は、段落が変わると次の項となる。したがって、「I 第 2 項から第 9 項」は I の第 2 段落から第 9 段落を指す。

(25) 虚有権 (nue-propriété) は、所有権が部分委譲の対象となり、その用益、使用、居住などの諸権利が全て第三者の利益のために設定されている期間に、所有権者になお留保されている名目的な所有権を指す用語。山口編前掲注 (1), p.391.

(26) 用益権 (usufruit) は、他の者が所有権を有する物を、その物の実体を保存することを負担として使用し、果実を収益する物権。山口編前掲注 (1), p.614.

(27) 前掲注 (14) の判決により、子及び両親に関する情報を届出書に記載しないことになったため、「内縁関係にある者」の後の「又は家族の他の者」という文言も削られた。

- 1° 当該届出に記載された不動産を以前に所有していた者の氏名
- 2° 不分割の状態にある不動産については、他の不分割権利者の氏名
- 3° 虚有権のある不動産については、用益権者の氏名
- 4° 用益権のある不動産については、虚有権者の氏名

動産については、資産状況の届出書に記載された動産を以前に保有していた者の氏名は公表することができず、配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係にある者⁽²⁸⁾に関する利害関係及び諸活動の届出書に記載された動産についても以前に保有していた者の氏名は公表することができない。

金融商品については、金融機関の住所及び保有口座番号は公表することができない。

必要に応じて、次に掲げるとおりとする。

- 1° 夫婦財産共同体の保有財産の公表評価額は市価の半分に相当するものとする。
- 2° 不分割財産の公表評価額は届出者が保有する共同不分割権⁽²⁹⁾の持分に相当するものとする。

このⅢに規定する情報は、その閲覧が争訟の解決に必要である場合又は真実の発見に有益な場合には、届出者若しくはその権利承継者の正式な要求又は司法当局の請求に応じて閲覧に供することができる。

Ⅳ. 利害関係及び諸活動の届出書に含まれる情報であって、この条の規定に従いその規定の範囲内で公表されるものは、行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政的、社会的及び税務的性質を有する諸規定に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号第 10 条から第 13 条まで⁽³⁰⁾に規定する条件に従って、再利用することができる。

Ⅴ. この条の規定の適用の方法は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を聴いた後で、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。」

Ⅲ. 同法典 LO 第 135-3 条を次のように改める。

- 1° 第 1 項⁽³¹⁾中「政治活動の資金等の透明性に関する委員会」を「公職の透明性に関する高等機関」とする。
- 2° 第 1 項の次に第 2 項として、次のように加える。

「当該高等機関が有益であると認める場合には、同機関は、当該議員の別産制⁽³²⁾の配偶者、民事連帯協約を締結したパートナー又は内縁関係にある者が署名した第 1 項に規定する届出書の提出を求めることができる。」

(28) 前掲注 (14) の判決により、前掲注 (27) と同様の理由により、「内縁関係にある者」の後の「又は家族の他の者」が削られた。

(29) 共同不分割権 (droits indivis) は、共同不分割権利者 (indivisaire) の権利を指す。共同不分割権利者は、不分割財産に対して各自の持分を有しており、不分割を維持する合意等がない限り、不分割財産の分割を請求することができる。山口編 前掲注 (1), p.286.

(30) 行政文書の公開等に関する法律。Loi n° 78-753 du 17 juillet 1978 portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal. 第 10 条から第 13 条までは、公開された情報の再利用の条件等に関する規定。

(31) 公職の透明性に関する高等機関は、国民議会議員に対し、租税一般法典第 170 条から第 175 条 A までに規定する所得に関する届出書及び同法典第 885 条 W に規定する資産の届出書の提出を求めることができるとする規定。

(32) 共通財産制と異なり、各配偶者が各自の個人資産の管理、処分等を行う制度。山口編 前掲注 (1), p.546.

3° 第 2 項⁽³³⁾を次のように改める。

a) 「第 1 項に」を「第 1 項及び第 2 項に」に、「当該委員会は」を「当該高等機関は」とする。

b) 末尾に、「30 日以内に」を加える。

4° 末尾に、次の 3 項を加える。

「当該高等機関は、監督の任務を果たすために有益な情報を全て収集するため、租税手続法典第 1 部第 2 章第 2 節第 1 款に規定する閲覧権⁽³⁴⁾を行使するよう税務行政庁に求めることができる。当該情報は、当該高等機関の求めがあった日から 60 日以内に同機関に送付するものとする。

当該高等機関は、同じ目的のために、国際行政支援手続⁽³⁵⁾を利用するよう税務行政庁に求めることができる。

税務行政庁の職員は、当該高等機関の構成員及び報告担当官⁽³⁶⁾に対しては、それらの者がこの節の適用に当たって実施する審査及び監査に関して、職務上の守秘義務を免除される。」

IV. 同法典 LO. 第 135-3 条の次に LO. 第 135-4 条から LO. 第 135-6 条までとして、次のように加える。

「LO. 第 135-4 条

I. LO. 第 135-1 条の規定の適用により提出される届出書に不備がある場合又は当該高等機関が発する釈明要求に国民議会議員が応じなかった場合には、当該高等機関は、当該議員に命令を発し、訂正した届出書又は要求された釈明書を遅滞なく送付するよう命じる。

II. 国民議会議員が公職の透明性に関する高等機関の命令に、命令の通知から 1 か月以内に従わず、又は当該高等機関の任務の遂行に資する情報及び証拠を、要求から 1 か月以内に当該高等機関に提供しなかった場合は、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

LO. 第 135-5 条

公職の透明性に関する高等機関は、国民議会議員の届出書、国民議会議員が当該高等機関に提出することができる意見書又は当該高等機関が保有する他の情報に基づいて、国民議会議員の資産状況の変動を評価する。

当該高等機関は、国民議会議員に意見書を作成する機会を与えた後で、LO. 第 135-1 条及び LO. 第 135-4 条に規定するいずれかの義務の違反又は十分な説明がなされていない資産の変化があると認めた場合には、検事局に一件書類を送付する。

LO. 第 135-6 条

公職の透明性に関する高等機関は、LO. 第 135-1 条及び LO. 第 135-4 条に規定す

(33) 改正後の規定は、次のとおりである。「第 1 項及び第 2 項に規定する届出書が 2 か月以内に提出されない場合には、当該高等機関は、税務行政庁に対し、当該届出書の写しを 30 日以内に送付するよう求めることができる」。(下線は改正箇所)。

(34) 閲覧権 (droit de communication) は、税務行政庁が税の管理等のために、第三者が有する文書や情報を閲覧することができる権利。

(35) 「租税に関する相互行政支援に関する条約」(Convention concernant l'assistance administrative mutuelle en matière fiscale) により、締約国間における租税に関する情報交換 (①租税の賦課及び徴収並びに租税債権の徴収及び執行、②行政機関への付託又は司法機関への訴追の開始に関するあらゆる情報の交換) 等を行うことができる。

(36) 報告担当官 (rapporteur) は、法律第 2013-907 号第 19 条 V に規定する公職の透明性に関する高等機関を補佐する者。

る義務の違反を確認した場合には、国民議会理事部⁽³⁷⁾に付託する。」

V. 同法典 LO. 第 136-2 条中「政治活動の資金等の透明性に関する委員会」を「公職の透明性に関する高等機関」とする。

VI. この条は、公職の透明性に関する高等機関の長を任命するデクレの官報への掲載日に施行する。

全ての国民議会議員及び元老院議員は、遅くとも 2014 年 2 月 1 日までに、選挙法典 LO. 第 135-1 条及び LO. 第 135-2 条に規定する方法により、資産状況の届出書及び利害関係の届出書を作成する。

VII. この組織法律第 1 条の規定の施行前の選挙法典 LO. 第 135-1 条の規定の適用により届出書の提出の義務を課されていた議員の職であって、当該施行日より前に終了したもののについて、政治活動の資金等の透明性に関する委員会において継続中の資産状況の変動に関する審査手続は、公職の透明性に関する高等機関が引き継ぐものとする。当該高等機関は、当該審査手続に関する限り、この組織法律第 1 条の施行前の同法典 LO. 第 135-3 条までに規定する特権⁽³⁸⁾を有する。

この組織法律第 1 条の規定の施行前の同法典 LO. 第 135-1 条の規定の適用により、届出書の提出の義務を課されていた議員の職であって、当該施行日において在職中のものに関する手続は、当該高等機関が行う。当該高等機関は、当該手続について、この組織法律に定める特権を有する。

第 2 条

I. 選挙法典 LO. 第 140 条の末尾に、次の 1 項を加える。

「国民議会議員の職は、憲法で定めるもの⁽³⁹⁾を除く司法職及び仲裁人⁽⁴⁰⁾、調停者⁽⁴¹⁾又は勸解人⁽⁴²⁾の職と兼業することができない。」

II. 同法典 LO. 第 144 条⁽⁴³⁾の末尾に、次の 1 項を加える。

「当該任務の遂行については、いかなる報酬、賞与又は手当の支払いも生じないものとする。」

III. 同法典 LO. 第 145 条を次のように改める。

1° 第 1 項⁽⁴⁴⁾を次のように改める。

a) 冒頭に「I .」を加える。

b) 「及び役員会の役員」を削る。

2° 第 2 項を次の 3 項に改める。

(37) 理事部 (bureau) は、国民議会及び元老院にそれぞれ設置されており、議長、副議長、財務担当議員等で構成され、議長を補佐し、議院運営上の管理事務に当たる。

(38) この項に規定する審査手続については、前身である政治活動の資金等の透明性に関する委員会が有していた権限の範囲内で審査を行う。

(39) 憲法第 68 条に規定する高等法院 (Haute Cour) 及び第 68-1 条及び第 68-2 条に規定する共和国司法院 (Cour de justice de la République) の職を指す。これらは、国会議員で組織される。

(40) 仲裁人 (arbitre) は、仲裁合意に従い、裁判官に代わって紛争を審理し、判断することを任務とする私人。中村ほか監訳 前掲注 (3), p.35.

(41) 調停者 (médiateur) は、紛争解決のために裁判所等により指名され、調停の実務を行う第三者。中村ほか監訳 前掲注 (3), p.275.

(42) 勸解人 (conciliateur) は、紛争当事者の和解を促す者のうち、裁判上任命される者。3 年以上の法律に関する経験を要する。中村ほか監訳 前掲注 (3), p.99.

(43) LO. 第 144 条第 1 項は、「政府により一時的な任務を付与された者は、6 か月間に限り、当該任務を国民議会議員の職務と兼務することができる」としている。

(44) LO. 第 145 条第 1 項は、「国有企業及び国の公施設法人における会長及び役員会の役員の職並びに執行役及び執行役補佐の職は、国民議会議員の職と兼業することができない。当該企業又は公施設法人における顧問としての常勤の全ての職についても、前項と同様とする」としている。(取消し線は、改正で削られた箇所)。

「国有企業及び国の公施設法人⁽⁴⁵⁾における役員会の役員の職並びに独立行政機関又は独立公共機関⁽⁴⁶⁾における職は、国民議会議員の資格で指名される場合を除き、国民議会議員の職と兼業することができない。

独立行政機関又は独立公共機関の長の職は、国民議会議員の職と兼業することができない。

II. 国民議会議員の資格で外部の団体又は組織に指名された国民議会議員は、これに関して、いかなる報酬、賞与又は手当も受けることができない。」

IV. 同法典 LO. 第 146 条⁽⁴⁷⁾を次のように改める。

- 1° 第 1 項中「補佐」を「代理」⁽⁴⁸⁾とする。
- 2° 2°⁽⁴⁹⁾中「もっぱら」を「主に」とする。
- 3° 3°⁽⁵⁰⁾中「主に」を削り、「のための、又はこれらの管理の下での」を「の用に供することを主とし、又はこれらの自由裁量による許可を受ける必要がある」とする。
- 4° 5°⁽⁵¹⁾末尾の「前記 1°、2°、3° 及び 4°」を「1° から 4° まで」とする。
- 5° 5° の次に 6° として、次のように加える。

「6° 1° から 4° までに規定する会社、企業又は施設に対する実質的な管理を行う会社及び組織」

V. (削除)⁽⁵²⁾

VI. LO. 第 149 条⁽⁵³⁾中「当選の前は恒常的な顧問ではなかった」を削る。

VII. LO. 第 151-1 条を次のように改める。

- 1° 第 2 文を削る。
- 2° 末尾に、次の 1 項を加える。

「当該国民議会議員が LO. 第 142 条 1° 及び 2°⁽⁵⁴⁾に規定するもの以外の公職に就いて

(45) 公施設法人 (établissement public) とは、公法上の法人格を有する施設又は機関で、公役務の管理を行う行政的公施設法人 (établissement public à caractère administratif) と、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的活動を行う商工業的公施設法人 (établissement public à caractère industriel et commercial) 等が存在する。

(46) 独立行政機関 (Autorité administrative indépendante: AAI) は、公権力から独立して、所管分野に関する指示や勧告を行うことができる機関である。このうち、法人格を付与されたものが独立公共機関 (Autorité publique indépendante: API) と呼ばれる。

(47) LO. 第 146 条は、1° から 6° に企業等を列挙し、これらの企業等の企業主、役員会会長、執行役、執行役代理等について、国議議員との兼業を禁止すると規定している。なお、2014 年 2 月に、「国民議会議員又は元老院議員の職と地方の執行職との兼業を禁止する 2014 年 2 月 14 日の組織法律第 2014-125 号」(Loi organique n° 2014-125 du 14 février 2014 interdisant le cumul de fonctions exécutives locales avec le mandat de député ou de sénateur) 第 3 条により、7° として、「公私資本混合会社」(société d'économie mixte、公的資本と私的資本に基づく会社) が追加された。

(48) 第 1 項は、兼業が禁止される役職として、企業主、役員会会長、執行役、執行役補佐を挙げていたが、この執行役補佐を執行役代理と改めた。

(49) 2° は、「主に金融を目的とする会社」等を列挙している。

(50) 3° は、「国、地方公共団体、公施設法人、国有企業又は外国の国有企業の用に供することを主とし、又はこれらの自由裁量による許可を受ける必要がある労働の執行又は物品若しくは役務の提供を業務とする会社又は企業」(下線は改正箇所) となる。

(51) 5° は、「資本の 2 分の 1 以上が 1° から 4° までに規定する会社、企業又は施設の出資から成る会社」となる。

(52) 前掲注 (14) の判決により、違憲とされた。削られた規定は、国民議会議員について、任期前に従事していなかった職業活動及び任期前に従事していた法定の自由業の業務に含まれない顧問の職を行うことを禁止するものであった。違憲理由は、この禁止規定が、有権者の選択の自由及び議員の独立性の保護又は利益相反の防止に必要な措置としては明らかに過剰であるためである。

(53) 国民議会議員に当選した弁護士が、特定の事件について弁護士の職務を行うことや、国営企業等の顧問を行うことを禁止する規定。改正前は、当選前に恒常的に顧問を務めていた国営企業等の顧問業務を当選後も継続することは禁止されていなかったが、改正により、これも禁止された。

(54) LO. 第 142 条 1° は特定の教授職、2° はオー＝ラン県、バ＝ラン県及びモーゼル県における特定の宗教の聖職者の職及び宗教を所管する行政機関の政府代表の職について規定する。なお、これらの県には政教分離の例外が適用されている。Les exceptions au droit des cultes issu de la loi de 1905, 2011.5.24. Vie-publique website (<http://www.vie-publique.fr/politiques-publiques/etat-cultes-laicite/droit-local-cultes/>)

いる場合には、その在任中、休職の身分又は身分規程において休職と同等とされる身分であって、昇進の権利及び年金受給権を得ることができないものに自動的に置かれる。」

VIII. LO. 第 151-2 条を次のように改める。

1° 第 1 項⁽⁵⁵⁾を削る。

2° 第 2 項第 1 文を次のように改める。

「国民議会の理事部は、国民議会議員が、LO. 第 135-1 条 III 1° の適用により、利害関係及び諸活動の届出書において申告する職業活動又は公益に関する活動が議員の職と兼業することができるか否かを審査する。」

IX. 同法典 LO. 第 151-3 条⁽⁵⁶⁾中「又は LO. 第 151-2 条に規定する届出を行わなかった者」を削る。

X. この条の I から VII までは、国民議会議員については次の総選挙から、元老院議員⁽⁵⁷⁾については元老院議員が属する組⁽⁵⁸⁾の改選から施行する。

XI. (削除)⁽⁵⁹⁾

第 3 条

憲法院に関する組織法律を定める 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1067 号⁽⁶⁰⁾を次のように改める。

1° 第 4 条⁽⁶¹⁾第 4 項を次の 2 項とする。

「憲法院の構成員の職務の遂行は、全ての公職及び他の全ての職業活動又は給与を受ける活動の遂行と兼ねることができない。

前項の規定にかかわらず、憲法院の構成員は、学術的、文学的又は芸術的な研究に従事することができる。」

2° 第 6 条第 2 項⁽⁶²⁾を削る。

第 4 条

選挙法典 LO. 第 153 条⁽⁶³⁾第 2 文の末尾に、次を加える。

「及び議員としてのいかなる手当も受けることができない。」

(55) 旧第 1 項は、職業活動等の届出に関する規定であったが、改正後の LO. 第 135-1 条 III 11° に同様の規定が置かれたため、削られた。

(56) 旧 LO. 第 151-3 条は、職業活動及び公益に関する活動の届出を怠った国民議会議員に対し、強制的辞職 (démissionnaire d'office) を宣告できるとしていたが、改正により、同様の規定は、LO. 第 136-2 条に置かれた。なお、強制的辞職は、議員や公務員等に職務違反があった場合に、裁判所等の決定により、強制的に権限を剥奪する手続である。山口編 前掲注 (1), p.156.

(57) 元老院議員については、選挙法典 LO. 第 296 条の規定により、I から VII までで改正された国民議会議員に関する選挙法典の規定が適用される。

(58) 元老院議員は、2 組に分けられ、3 年ごとに半数が改選される。

(59) 当該規定は、この条 V の規定の適用方法に関するものであったが、前掲注 (14) の判決により、V が違憲となったため、併せて違憲となり削られた。

(60) Ordonnance n° 58-1067 du 7 novembre 1958 portant loi organique sur le Conseil constitutionnel. なお、オルドナンス (ordonnance) とは、議会の授権に基づき政府が行う行政立法である。

(61) 改正前は、憲法院の構成員との兼業が禁止される職務が列挙されていたが、改正により、全ての職務との兼業が禁止された。

(62) この規定は、憲法院の構成員が、兼業が可能な別の職務に就いている場合に、その職務に対する手当を半額とすることをしていたが、改正により全ての兼業が禁止されたため、当該規定は不要となり削られた。

(63) LO. 第 153 条は、憲法第 23 条に基づき、政府構成員と国会議員との兼業を禁止している。この規定は、議員が政府構成員に任命された 1 か月後から発効する。この間の当該議員の手当については、これまで規定がなかったため、今回の改正により、議員としての手当が支給されないこととなった。

第 5 条

同法典 LO. 第 489 条、LO. 第 516 条及び LO. 第 544 条それぞれの I 1°⁽⁶⁴⁾ を削除する。

第 6 条

I. 前記 1958 年 11 月 7 日のオルドナンス第 58-1067 号第 4 条の末尾に、次の 1 項を加える。

「憲法院の構成員の職務は、弁護士の職の遂行と兼ねることができない。」

II. (削除)⁽⁶⁵⁾

第 7 条

I. 憲法第 23 条の規定の適用に関する組織法律を定める 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1099 号⁽⁶⁶⁾ を次のように改める。

1° 第 1 条第 1 項第 2 文の末尾に、「及び議員としてのいかなる手当も受けることができない。」を加える⁽⁶⁷⁾。

2° 「置かれる。」の前の第 4 条の末尾⁽⁶⁸⁾ を「その在職中、休職の身分又は身分規程において休職と同等とされる身分であって、昇進の権利及び年金受給権を得ることができないものに自動的に」とする。

II. 同オルドナンス第 5 条⁽⁶⁹⁾ を次のように改める。

1° 第 2 項中「6」を「3」とする。

2° 末尾に、次の 1 項を加える。

「この者は、公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号に従って、公職の透明性に関する高等機関に、その資産又は利害関係の全部又は一部を届け出ることを怠った場合には、当該手当を受けないことができる。」

III. 同オルドナンス第 6 条⁽⁷⁰⁾ を削除する。

IV. 同オルドナンス第 7 条⁽⁷¹⁾ を削除する。

V. この条 I 2° は、2014 年 10 月 1 日から施行する。

第 8 条

憲法第 13 条第 5 項の規定の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の組織法律第 2010-837 号別表⁽⁷²⁾ 中第 31 項の次に次の 1 項を加える。

(64) LO. 第 489 条はサン＝バルテルミ、LO. 第 516 条はサン＝マルタン、LO. 第 544 条はサン＝ピエール・エ・ミクロンについて規定する。これらは、憲法第 74 条で規定する海外地方公共団体であり、その議会は地域議会 (Conseil territorial) と呼ばれる。各条の I 1° は、資産状況の届出を提出しなかった者は、裁判所により、1 年間の地域議会の被選挙権剥奪刑に処すとしていた。しかし、未提出の理由にかかわらず、一律で 1 年間の剥奪となる点に問題があるとして、改正された。被選挙権の剥奪については、新たに、法律第 2013-907 号第 27 条により規定された。

(65) 前掲注 (14) の判決により、違憲とされた。当該規定は、「この条は 2014 年 1 月 1 日から施行する」としていたが、同じく憲法院の構成員について他の職業活動全般を禁止する第 3 条の規定がこの組織法律の公布とともに施行されることとの兼ね合いにより、法律の明瞭性を損なうとして、違憲とされた。

(66) 政府構成員の兼業禁止について規定する憲法第 23 条を具体化するオルドナンス。Ordonnance n° 58-1099 du 17 novembre 1958 portant loi organique pour l'application de l'article 23 de la Constitution.

(67) 第 1 条第 1 項は、前掲注 (63) に挙げた LO. 第 153 条と同様の規定であるため、同様に改正された。

(68) 改正後の第 4 条は、「公職にある政府構成員は、当該職務を代理され、及びその在職中、休職の身分又は身分規程において休職と同等とされる身分であって、昇進の権利及び年金受給権を得ることができないものに自動的に置かれる」となる。

(69) 第 5 条は、政府構成員の退任後の手当に関する規定であり、今回の改正により、その支給期間が従来の退任後 6 か月間から 3 か月間となった。

(70) 政府構成員が退任後 6 か月間、国有企業の役員会会長等の職に就くことを禁じる規定であった。法律第 2013-907 号第 23 条が当該規定に代わる。

(71) このオルドナンスが制定された当時の施行日に関する規定だったが、すでに無効であるため削除された。

(72) 憲法第 13 条第 5 項は、大統領が任命する職務であって、任命の前に各議院の所管の常任委員会の意見を聴く必要があるものについては、組織法律で定めるとしている。この組織法律第 2010-837 号は、憲法第 13 条第 5 項が適用される職務を別表に列挙する。Loi organique n° 2010-837 du 23 juillet 2010 relative à l'application du cinquième alinéa de l'article 13 de la Constitution.

第9条

普通選挙による共和国大統領選挙に関する 1962 年 11 月 6 日の法律第 62-1292 号第 3 条 I⁽⁷⁴⁾ 第 7 項の前に、次の 2 項を加える。

「この I 第 4 項に規定する条件に従って、候補者が提出する資産状況の届出書は、公職の透明性に関する高等機関に送付され、当該高等機関は、選挙法典 LOI 第 135-2 条 III に規定する制限の下で、第 1 回投票の 15 日前までに当該届出を公表する。(第 2 文削除)⁽⁷⁵⁾

この I 第 4 項に規定する条件に従う職務の終了後に提出する資産状況の届出書は、公職の透明性に関する高等機関に送付する。(第 2 文削除)⁽⁷⁶⁾

第10条

前出の 1962 年 11 月 6 日の法律第 62-1292 号第 4 条末尾の「2012 年度予算に関する 2011 年 12 月 28 日の法律第 2011-1977 号」を「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の組織法律第 2013-906 号」とする⁽⁷⁷⁾。

第11条

予算法律に関する 2001 年 8 月 1 日の組織法律第 2001-692 号第 54 条⁽⁷⁸⁾ の末尾に、9° とし、次のように加える。

「9° 議会の提案により、対象年度に関する予算法律において計上される予算から支払う補助金の一覧。この一覧には、各県、海外地方公共団体及びニューカレドニアについて、次に掲げる事項を記載する。

a) 内務省が所管するプログラム⁽⁷⁹⁾ から支払う地方の利益に関する多様な事業のための全ての補助金

b) アソシアシオン⁽⁸⁰⁾ に支払う全ての補助金」

当該一覧は、各補助金について、受取人の氏名、支払う金額、融資する計画の性質、関係するプログラム及び補助金を提案した議員、政治団体又は議院の議長の氏名を記載する。

(73) この別表の左の列は組織名、右の列はその組織の職務のうち、憲法第 13 条第 5 項の規定に従い、各議院の所管の常任委員会の意見を聴いた後で、大統領が任命する職務を表す。

(74) 大統領選挙の立候補に関する規定。Loi n° 62-1292 du 6 novembre 1962 relative à l'élection du Président de la République au suffrage universel.

(75) 前掲注 (14) の判決により、違憲とされた。当該規定は、資産状況の届出とともに、当該届出の網羅性、正確性及び真正性に関する当該高等機関の評価を公表することができるとしていた。判決では、当該規定が、当該高等機関に対して、投票に関する平等を侵害するような形で選挙運動に干渉する権限を与えるものであるとして、これを違憲とした。

(76) 前掲注 (14) の判決により、違憲とされた。当該規定は、資産状況の届出が網羅性、正確性及び真正性を欠くこと又は十分な説明のない資産の変化が確認された場合に、当該高等機関がこれを公表できるとしていた。違憲理由は、前掲注 (75) と同様である。

(77) 大統領選挙には選挙法典の規定の一部が適用される。第 4 条は、従来、この適用される規定を、2012 年度予算に関する 2011 年 12 月 28 日の法律第 2011-1977 号の公布日時点で有効なものとしていたが、改正により、組織法律第 2013-906 号の公布日時点で有効なものとなった。

(78) この組織法律は、予算の形式等を定めるもの。第 54 条は、決算法律 (loi de règlement) に添付する付属文書等を列挙する規定。Loi organique n° 2001-692 du 1 août 2001 relative aux lois de finances.

(79) フランスの予算項目は 3 層構造で、大項目から順にミッション (mission)、プログラム (programme)、アクション (action) となる。

(80) アソシアシオン (association) は、「アソシアシオン契約に関する 1901 年 7 月 1 日の法律」により認められた民間の非営利団体であり、国や地方自治体から補助金を得て、様々な分野で公役務を実質的に担っている。

第 12 条

この法律の第 1 条及び第 2 条は、フランス領ポリネシア、ワリス・エ・フトゥナ諸島及びニューカレドニアに適用することができる。

第 13 条

ニューカレドニアに関する 1999 年 3 月 19 日の組織法律第 99-209 号⁽⁸¹⁾を次のように改める。

- 1° 第 64 条第 2 項の末尾、第 114 条の末尾及び第 161 条第 4 項の末尾⁽⁸²⁾の「従う」の語の前を「それぞれ、同様の条件に従い、公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条 I 2° 及び 3° に規定する者に適用する届出義務に」とする。
- 2° 第 195 条 I 1°⁽⁸³⁾を削除する。

第 14 条

フランス領ポリネシアの自治憲章に関する 2004 年 2 月 27 日の組織法律第 2004-192 号⁽⁸⁴⁾を次のように改める。

- 1° 第 109 条 I 1°⁽⁸⁵⁾を削除する。
- 2° 第 160 条を次のように改める。

「**第 160 条** フランス領ポリネシア政府の長及び構成員はそれぞれ、同様の条件に従い、公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条 I 2° 及び 3° に規定する者に適用する届出義務に従う。

フランス領ポリネシア議会の議長及びその他の代表者はそれぞれ、同様の条件に従い、公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条 I 2° 及び 3° に規定する者に適用する届出義務に従う。」

第 15 条

地方公共団体一般法典 LO. 第 6221-1 条第 3 項、LO. 第 6321-1 条第 3 項及び LO. 第 6431-1 条第 3 項⁽⁸⁶⁾の末尾の「は」の語の次を「それぞれ、同様の条件に従い、公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 11 条 I 2° 及び 3° に規定する者に適用する届出義務に従う。」とする。

第 16 条

この法律の適用に際して、条文中の租税に関する法令は、海外地方公共団体及びニューカレドニアにおいては、当該地域に適用する法令を指すものとみなす。

海外地方公共団体及びニューカレドニアにおいて、地方規模の権限を有する税務行政庁は、全国規模の権限を有する税務行政庁と同様の条件に従って、公職の透明性に関する高等機関からの請求を受けることができる。

この組織法律第 13 条から第 15 条までの規定に係る者はそれぞれ、公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 4 条及び第 11 条に規定する方法に従っ

(81) Loi organique n° 99-209 du 19 mars 1999 relative à la Nouvelle-Calédonie.

(82) これらの規定は、ニューカレドニア議会 (congrès) の議長及び議員 (第 64 条第 2 項)、ニューカレドニア自治政府の長及び構成員 (第 114 条) 並びにニューカレドニア地方議会 (assemblée de province) の議長及び副議長 (第 161 条第 4 項) に資産状況の届出を課すものであったが、改正により法律第 2013-907 号の規定に従うこととなった。

(83) 前掲注 (82) の届出義務に違反した者は、1 年間、ニューカレドニア議会及びニューカレドニア地方議会の被選挙権を剥奪するとしていたが、改正により、前掲注 (64) と同様の理由により削除された。

(84) Loi organique n° 2004-192 du 27 février 2004 portant statut d'autonomie de la Polynésie française.

(85) フランス領ポリネシア議会の議長及び議員、フランス領ポリネシアの執行府の長並びにフランス領ポリネシア政府の構成員が資産状況の届出を提出しなかった場合には、1 年間、フランス領ポリネシア議会の被選挙権を剥奪するとしていたが、改正により、前掲注 (64) と同様の理由により削除された。

(86) これらの規定は、サン＝バルテルミ (LO. 第 6221-1 条第 3 項)、サン＝マルタン (LO. 第 6321-1 条第 3 項) 及びサン＝ピエール・エ・ミクロン (LO. 第 6431-1 条第 3 項) の地域議会の議長及び議員に資産状況の届出を課すものであったが、改正により法律第 2013-907 号の規定に従うこととなった。

て、遅くとも 2014 年 6 月 1 日までに、資産状況の届出書及び利害関係の届出書を作成する。
この法律は、国の法律として施行する。

(はっとり ゆうき)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に翻訳したものである。)

公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号

Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique

国立国会図書館 調査及び立法考査局
調査及び立法考査局フランス法研究会 * 訳
国会レファレンス課 服部 有希訳

【目次】

- 第 1 節 利益相反の防止及び公職における透明性
- 第 2 節 罰則
- 第 3 節 最終条項

第 1 節 利益相反の防止及び公職における透明性

第 1 条

政府構成員⁽¹⁾、地方公選職にある者⁽²⁾及び公役務の任務を担う者⁽³⁾は、誇り、誠意及び清廉さを持ってその職務を遂行するとともに、あらゆる利益相反を防止し、又は直ちに解消させるように留意する。

第 1 款 回避義務

第 2 条

この法律においては、1 の公益が他の公益又は私益と競合する状況であって、中立、公正かつ公平な職務の遂行に影響し、又は影響するおそれのあるものは全て、利益相反とみなす。

次に掲げる者は、当該状況にあると認める場合には、次に掲げるとおりとする。

- 1° 合議制の独立行政機関又は独立公共機関⁽⁴⁾の構成員は、審議への出席を回避する。
- 独任制の独立行政機関又は独立公共機関⁽⁵⁾において、その権限を行使する者は、当該機関に適用する運営規則に従って代理される。

* この翻訳は、調査及び立法考査局フランス法研究会の平成 26 年 1 月から 10 月までの活動の成果であり、Loi n° 2013-907 du 11 octobre 2013 relative à la transparence de la vie publique. (http://legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=20131012&numTexte=2&pageDebut=16829&pageFin=16837) を訳出したものである。翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の指導を受けた。当会の構成メンバー（当時）は、岡村美保子、北岡健司、古賀豪、高澤美有紀、坪井伸樹、寺倉憲一、長谷川総子、服部有希、濱野恵、濱野雄太、真子和也、安井一徳、矢部明宏（衆議院調査局法務調査室長）である。本稿におけるインターネット情報は、2015 年 2 月 27 日現在のものである。また、[] 内は訳者補記である。

(1) 首相、大臣及び政務官（secrétaire d'État）を指す。

(2) コミュン（市町村に相当）議会、県議会、州議会及びコミューン間協力公施設法人（コミューンの連合体）の議会の議員を指す。

(3) 国家公務員、地方公務員をはじめとして、身分を問わず公共機関の職員全般を指す。Jean-Jacques Urvoas, Assemblée nationale Rapport, Nos 1108 et 1109, 5 juin 2013, p.187. (<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rapports/r1108.pdf>)

(4) 独立行政機関（Autorité administrative indépendante: AAI）は、公権力から独立して、所管分野に関する指示や勧告を行うことができる機関である。このうち、法人格を付与されたものが独立公共機関（Autorité publique indépendante: API）と呼ばれる。

(5) 独立行政機関等のうち、評議会（collège）を設置せず、1 人で構成されるもの。

2° 刑法典第 432-12 条第 2 項⁽⁶⁾に規定する特例が適用される場合を除き、地方の執行職にある者⁽⁷⁾は、その受任者により代理されるものとし、当該受任者に命令を発することを回避する。

3° 署名委任⁽⁸⁾を受けた公役務の任務を担う者は、当該署名権の使用を回避する。

4° 公役務の任務を担う者であって、職制上、上司の指揮監督下に置かれている者は、当該上司に委託する。当該上司は、委託を受け、又は自らの意思により、決定の準備又は作成を、必要に応じて、職制上その指揮監督下にある他の者に委任する。

この条の適用の方法及び政府構成員への適用の条件は、コンセイユ・デタ⁽⁹⁾の議を経るデクレ⁽¹⁰⁾で定める。

第 3 条

議会両院の運営に関する 1958 年 11 月 17 日のオルドナンス第 58-1100 号⁽¹¹⁾第 4 条の 3 の次に第 4 条の 4 として、次のように加える。

「第 4 条の 4 各議院の理事部⁽¹²⁾は、議員の倫理を担当する機関の意見を聴いた後で、利益相反の防止及び取扱いに関する規則を定める。理事部は、当該規則の遵守に留意し、及びその実施について監督する。」

第 2 款 届出義務

第 4 条

I. 各政府構成員は、任命から 2 か月以内に、全ての特有財産⁽¹³⁾及び必要に応じて夫婦財産共同体の財産⁽¹⁴⁾又は不分割財産⁽¹⁵⁾に関する資産状況の網羅的、正確かつ真正な届出書を、この法律第 19 条に規定する公職の透明性に関する高等機関の長に自ら提出

(6) 違法な利益収受の罪の特例に関する規定。原則として、公権力の執行者は、監督する事業等においていかなる利益も受けてはならないとされているが、人口 3,500 人以下のコミューンについては、その首長、助役又は首長を代理するコミューン議会議員は、動産若しくは不動産の譲渡又は役務の提供について、自身が選出されたコミューンとの間で年額 16,000 ユーロ以下の取引を行うことができる。

(7) 地方行政の執行職は、地方議会の議長及び副議長が兼ねている。

(8) 署名委任 (*délégation de signature*) は、上位の機関が、その権限を上位の機関の名において行使することを下位の機関に委任することである。行政行為の真の主体はあくまで上位の機関であり、委任はいつでも撤回することができる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.150; *Délégations de signature des membres du Gouvernement*. Legifrance website <<http://www.legifrance.gouv.fr/Droit-francais/Guide-de-legistique/III-Redaction-des-textes/3.9-Signatures-et-contresignatures/3.9.3-Delegations-de-signature-des-membres-du-Gouvernement>>

(9) コンセイユ・デタ (*Conseil d'État*) は、最高行政裁判所であると同時に、法律に関する政府からの諮問に応じる諮問機関でもある。「国務院」と訳されることもある。

(10) デクレ (*décret*) は、政令に相当。

(11) *Ordonnance n° 58-1100 du 17 novembre 1958 relative au fonctionnement des assemblées parlementaires*. なお、オルドナンス (*ordonnance*) とは、議会の授権に基づき政府が行う行政立法である。

(12) 理事部 (*bureau*) は、国民議会及び元老院にそれぞれ設置されており、議長、副議長、財務担当議員等で構成され、議長を補佐し、議院運営上の管理事務に当たる。

(13) 特有財産 (*biens propres*) は、夫又は妻がそれぞれ単独で管理及び処分の権限を有する財産である。山口編前掲注 (8), p.58.

(14) 共同体 (*communauté*) は、ここでは婚姻に基づく夫婦の財産共同体を指すが、その共同体の財産である共通財産 (*biens communs*) に関する共通財産制を指す場合もある。共通財産とは、婚姻中に夫婦が、協同して、又は個別に作った後得財産であって、個人的労働又は各自の特有財産がもたらす収益に基づく貯蓄に由来するものである (民法典第 1401 条)。共通財産は、原則として夫婦のそれぞれが単独で管理することができる (民法典第 1421 条)。伊藤昌司「夫婦財産制論議の行方」『ジュリスト』1019 号, 1993.3, p.56; 山口俊夫『概説フランス法 上』東京大学出版会, 1978, pp.409-410.

(15) 不分割 (*indivision*) とは、財産の物理的な分割がされずに、複数の者により同一の財産 (例えば、共同で取得した不動産など) に対して行使される同じ性質の権利 (所有権等) が競合している法的状態を指す。このような状態にある財産を、不分割財産 (*biens indivis*) と呼ぶ。伊藤 同上, p.56; 山口編 前掲注 (8), p.286; 中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典 第 3 版』三省堂, 2012. (原書名: Raymond Guillien et al., *Lexique des termes juridiques*, 2007), p.231.

する。当該財産は、無償譲渡税⁽¹⁶⁾と同様に、届出が必要となる事実のあった日において算定する。

同様の条件に従って、各政府構成員は、任命の日及びその前 5 年間に於いて有していた利害関係を明らかにする届出書を、当該高等機関の長及び首相に提出する。政府構成員の権限の変更の場合にも同様とする。

職務に従事している間に、資産状況又は利害関係に重要な変更があった政府構成員は、1 か月以内に、その変更について当該高等機関に届け出る。当該政府構成員は、利害関係に関する重要な変更については、首相にも同様に届け出る。

全ての政府構成員は、死亡の場合を除き、その職務の終了後 2 か月以内に、第 1 項及び第 2 項に規定する届出を行わなければならない。当該届出書は、当該高等機関の長に自ら提出する。資産状況の届出書には、政府構成員の職務の開始以降に当該政府構成員及び必要に応じてその夫婦財産共同体が得た全ての収入の概要を記載する。

政府構成員は、各届出書に意見書を付すことができる。

政府構成員が、この I 第 1 項、この法律第 11 条又は選挙法典 LO. 第 135-1 条の適用により、資産状況の届出書を過去 6 か月間に作成した場合には、この I 第 1 項第 1 文に規定する届出を行う必要はなく、同 I 第 4 項に規定する届出は、同項第 2 文に規定する概要及び II 第 13 項に規定する説明に限る。

II. 資産状況の届出は、次に掲げる事項を対象とする。

- 1° 建築不動産及び非建築不動産
- 2° 有価証券
- 3° 生命保険
- 4° 当座預金口座、普通預金口座、貯蓄預金口座及び他の貯蓄商品
- 5° 命令で定める額を超える価値を有する各種動産
- 6° 原動機を用いた地上走行車両、船舶及び航空機
- 7° 営業権⁽¹⁷⁾又は顧客、諸経費及び事業所
- 8° 外国で所有する動産、不動産及び口座
- 9° 他の財産
- 10° 負債

資産状況の届出書は、必要に応じて、この II 1° から 10° までに規定する各事項について、それらが特有財産、夫婦財産共同体の財産又は不分割財産のいずれであるかを明示する。

I 第 4 項の規定の適用により提出する資産状況の届出書には、この II 1° から 10° までに掲げる事項のほかに、前回の届出以降に資産の構成に影響を与えた主な出来事に関する説明を記載する。

III. 利害関係の届出は、次に掲げる事項を対象とする。

- 1° 任命の日において従事していた報酬又は賞与を伴う職業活動
- 2° 過去 5 年間に於いて従事していた報酬又は賞与を伴う職業活動
- 3° 任命の日及び過去 5 年間に於いて従事していた顧問業務
- 4° 任命の日又は過去 5 年間に於ける公共機関、民間機関又は会社の経営機関への参加

(16) 無償譲渡税 (droits de mutation à titre gratuit) は、財産の移転に関する税で、相続税及び生前贈与にかかる税の総称である (租税一般法典第 1 編第 1 部第 4 章第 1 節第 2 款 VI)。

(17) 営業に必要な有形又は無形の財産 (店舗の賃借権、在庫、社号等) の総体を指す。

- 5° 任命の日における会社の資本への直接的な出資
- 6° 任命の日において配偶者、民事連帯協約⁽¹⁸⁾を締結したパートナー又は内縁関係にある者⁽¹⁹⁾が従事している職業活動
- 7° 利益相反となるおそれのある無報酬の職務
- 8° (削除)⁽²⁰⁾
- 9° 任命の日において従事している公選職

当該届出書は、このⅢ 1° から 5° まで⁽²¹⁾及び 9° に規定する事項について、当該政府構成員が受ける報酬、手当又は賞与の額を明示する。

Ⅳ. I からⅢまでに規定する届出の様式及び内容並びにその更新及び保管の条件は、情報処理及び自由に関する国家委員会⁽²²⁾の意見を聴いた後で、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

Ⅴ. 公職の透明性に関する高等機関の長が I に規定する期間内に資産状況又は利害関係の届出書を受領しなかった場合には、当該高等機関は、届出義務者に命令を発し、当該命令の通知から 1 か月以内に当該届出書をその長に提出するよう命じる。

届出書に不備がある場合又は第 20 条Ⅱの適用により当該高等機関が発する釈明要求に届出義務者が応じなかった場合には、前項と同様の手続をとることができる。

第 5 条

I. 公職の透明性に関する高等機関は、税務行政庁に、第 4 条 I 第 1 項に規定する資産状況の届出書を送付する。税務行政庁は、送付から 30 日以内に、資産状況の届出の網羅性、正確性及び真正性を当該高等機関が評価するために必要な全ての情報、特に所得税、必要に応じて連帯富裕税⁽²³⁾に関する当事者に対する納税通知書を当該高等機関に提出する。

この I 第 1 項に規定する情報の受領から 3 か月以内に、当該高等機関は、資産状況の届出及び利害関係の届出を公表する。当該高等機関は、その公表に当たっては、当事者に意見書を提出する機会を与えた上で、いずれかの届出の網羅性、正確性及び真正性につき公表することが有用と認める全ての評価を付することができる。有権者は、資産状況の届出及び利害関係の届出に関する意見書を当該高等機関に提出することができる。

Ⅱ. この条 I に規定する手続は、第 4 条 I 第 4 項の規定の適用により政府の職務の終了後に提出される資産状況の届出書に適用することができる。

Ⅲ. 届出情報のうち次に掲げるものは、公表することができない。

(18) 民事連帯協約(pacte civil de solidarité: Pacs)は、異性間又は同性間の婚姻に準じたパートナーシップ制度である。

(19) 合憲性審査機関である憲法院(Conseil Constitutionnel)による「2013 年 10 月 9 日の憲法院判決第 2013-676 号」により、「内縁関係にある者」の後の「子及び両親」という文言が違憲とされ、削られた。届出内容と私生活を尊重される権利との均衡を考慮し、届出義務者と共同生活を送る配偶者等の職業活動について記載することは違憲ではないが、子や両親に関する情報の記載は違憲とされた。Cons. const. déc. 2013-676 DC du 9 octobre 2013. なお、法律の原文には違憲となった旨が記載されているが、翻訳では割愛する(以下同様)。

(20) 前掲注(19)の判決により、8°は、条文が不明確であるとして違憲とされた。削られた文言は、「利益相反を発生させるおそれのある他の関係」である。なお、翻訳で「(削除)」などとした箇所は、違憲として項や文の全部が削られた箇所である(以下同様)。

(21) 前掲注(19)の判決により、8°が削られたため、「5°まで」の後の「、8°」という文言も削られた。

(22) 情報処理及び自由に関する国家委員会(Commission nationale de l'informatique et des libertés)は、「情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号」が遵守されているか監視するものである。同法は、私生活および自由を保障する目的で、公的及び私的情報ファイルの管理を規制し利害関係人のための開示請求権及び訂正請求権を整備する。中村ほか監訳 前掲注(15), p.200.

(23) 連帯富裕税(impôt de solidarité sur la fortune: ISF)は、一定以上の資産を有する者の資産に課す税である。

- 1° 届出義務者の自宅の住所
- 2° 配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係にある者の氏名
- 3° 家族の他の者の氏名

不動産に関する資産状況の届出については、県名以外の当該不動産の所在地に関する情報、届出に記載された不動産を以前に所有していた者の氏名は公表することができず、不分割の状態にある不動産については他の不分割権利者の氏名、虚有権⁽²⁴⁾のある不動産については用益権者の氏名、用益権⁽²⁵⁾のある不動産については虚有権者の氏名も公表することができない。

不動産に関する利害関係の届出については、県名以外の当該不動産の所在地に関する情報は公表することができない。配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係にある者⁽²⁶⁾について、次に掲げる情報は公表することができない。

- a) 当該届出に記載された不動産を以前に所有していた者の氏名
- b) 不分割の状態にある不動産については、他の不分割権利者の氏名
- c) 虚有権のある不動産については、用益権者の氏名
- d) 用益権のある不動産については、虚有権者の氏名

動産については、資産状況の届出書に記載された動産を以前に保有していた者の氏名は公表することができず、配偶者、民事連帯協約を締結しているパートナー又は内縁関係にある者⁽²⁷⁾に関する利害関係の届出書に記載された動産についても以前に保有していた者の氏名は公表することができない。

金融商品については、金融機関の住所及び保有口座番号は公表することができない。必要に応じて、次に掲げるとおりとする。

- －夫婦財産共同体の保有財産の公表評価額は市価の半分に相当するものとする。
- －不分割財産の公表評価額は届出者が保有する共同不分割権⁽²⁸⁾の持分に相当するものとする。

このⅢに規定する情報は、その閲覧が争訟の解決に必要である場合又は真実の発見に有益な場合には、届出者若しくはその権利承継者の正式な要求又は司法当局の請求に応じて閲覧に供することができる。

Ⅳ．利害関係の届出書に含まれる情報であって、この条の規定に従いその規定の範囲内で公表されるものは、行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政的、社会的及び税務的性質を有する諸規定に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号第 10 条から第 13 条まで⁽²⁹⁾に規定する条件に従って、再利用することができる。

(24) 虚有権 (nue-propriété) は、所有権が部分委譲の対象となり、その用益、使用、居住などの諸権利が全て第三者の利益のために設定されている期間に、所有権者になお留保されている名目的な所有権を指す表現。山口編 前掲注 (8), p.391.

(25) 用益権 (usufruit) は、他の者が所有権を有する物を、その物の実体を保存することを負担として使用し、果実を収益する物権。山口編 前掲注 (8), p.614.

(26) 前掲注 (19) の判決により、子及び両親に関する情報を届出書に記載しないことになったため、「内縁関係にある者」の後の「又は家族の他の者」という文言も削られた。

(27) 前掲注 (19) の判決により、前掲注 (26) と同様の理由により、「内縁関係にある者」の後の「又は家族の他の者」が削られた。

(28) 共同不分割権 (droits indivis) は、共同不分割権利者 (indivisaire) の権利を指す。共同不分割権利者は、不分割財産に対して各自の持分を有しており、不分割を維持する合意等がない限り、不分割財産の分割を請求することができる。山口編 前掲注 (8), p.286.

(29) 行政文書の公開等に関する法律。Loi n° 78-753 du 17 juillet 1978 portant diverses mesures d'amélioration des relations entre l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif, social et fiscal. 第 10 条から第 13 条までは、公開された情報の再利用の条件等に関する規定。

V. この条の適用の方法は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を聴いた後で、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第 6 条

公職の透明性に関する高等機関は、この法律第 4 条に規定する全ての者に対して、租税一般法典第 170 条から第 175 条 A までの規定⁽³⁰⁾ 及び必要に応じて同法典第 885 条 W⁽³¹⁾ の規定の適用により署名した届出書の提出を求めることができる。

当該高等機関が有益であると認める場合には、同機関は、第 4 条に規定する全ての者の別産制⁽³²⁾ の配偶者、民事連帯協約を締結したパートナー又は内縁関係にある者が署名した第 1 項に規定する届出書の提出を求めることができる。

この条第 1 項及び第 2 項に規定する届出書が 2 か月以内に提出されない場合には、当該高等機関は、税務行政庁に対し、当該届出書の写しを 30 日以内に送付するよう求めることができる。

当該高等機関は、監督の任務を果たすために有益な情報を全て収集するため、租税手続法典第 1 部第 2 章第 2 節第 1 款に規定する閲覧権⁽³³⁾ を行使するよう税務行政庁に求めることができる。当該情報は、当該高等機関の求めがあった日から 60 日以内に同機関に送付するものとする。

当該高等機関は、同じ目的のために、国際行政支援手続⁽³⁴⁾ を利用するよう税務行政庁に求めることができる。

税務行政庁の職員は、当該高等機関の構成員及び報告担当官⁽³⁵⁾ に対しては、それらの者がこの法律の適用に当たって実施する審査及び監査に関して、職務上の守秘義務を免除される。

第 7 条

公職の透明性に関する高等機関は、政府構成員の届出書、政府構成員が作成した意見書及び釈明書並びに同機関が保有する他の情報に基づいて、政府構成員の資産状況の変動を監視する。

公職の透明性に関する高等機関は、政府構成員に意見書を提出する機会を与えた後で、十分な説明がなされていない資産状況の変化を確認した場合には、当事者の意見書を添えて特別報告書を官報で公表し、かつ、検事局に一件書類を送付する。

第 8 条

政府構成員並びに経済分野に関する独立行政機関及び独立公的機関の長及び構成員が保有する金融商品は、それらの者の職務期間中、その持分に関する全ての監査権を停止する条件に従い運用される。

この条の規定を適用する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第 9 条

全ての政府構成員は、その任命の時から、租税手続法典第 1 部第 2 章に規定する条件

(30) 所得税に関する規定。所得税の納税義務者は、所得税の計算のために必要な所得等に関する届出を提出しなければならない。

(31) 連帯富裕税 (ISF) に関する規定。ISF の課税対象者は、毎年、税務当局に資産の届出書を提出する。

(32) 共通財産制と異なり、各配偶者が各自の個人資産の管理、処分等を行う制度。山口編 前掲注 (8), p.546.

(33) 閲覧権 (droit de communication) は、税務行政庁が税の管理等のために、第三者が有する文書や情報を閲覧することができる権利。

(34) 「租税に関する相互行政支援に関する条約」 (Convention concernant l'assistance administrative mutuelle en matière fiscale) により、締約国間における租税に関する情報交換 (①租税の賦課及び徴収並びに租税債権の徴収及び執行、②行政機関への付託又は司法機関への訴追の開始に関するあらゆる情報の交換) 等を行うことができる。

(35) 報告担当官 (rapporteur) は、この法律第 19 条 V に規定する公職の透明性に関する高等機関を補佐する者。

に従い、所得税及び必要に応じて連帯富裕税について、税務状況の審査手続の対象になる。この手続は、公職の透明性に関する高等機関の監督の下に置かれる。

この条の規定を適用する条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第 10 条

I. 公職の透明性に関する高等機関は、政府構成員が利益相反の状況にあることを確認した場合には、当該政府構成員に対し、当該状況の解消を命じる。

当該高等機関は、当該政府構成員に 1 か月以内に意見書を提出する機会を与えた後で、その命令の公表を決定することができる。

II. この条の規定は、首相には適用しない。

第 11 条

I. 次に掲げる者は、就任から 2 か月以内に、第 4 条 I 第 1 項から第 4 項まで並びに II 及び III に規定する条件に従い作成された資産状況の届出書及び利害関係の届出書を公職の透明性に関する高等機関の長に提出する。

1° 欧州議会フランス代表議員

2° 州議会議長、コルシカ議会議長、コルシカ執行評議会議長⁽³⁶⁾、ギアナ議会議長⁽³⁷⁾、マルティニク議会議長、マルティニク執行評議会議長⁽³⁸⁾、海外の地方議会議長、県議会議長、リヨンメトロポール議会議長、互選により選出される海外地方公共団体の執行府の議長⁽³⁹⁾、人口 20,000 人を超えるコミューンの長又は人口 20,000 人を超え、若しくは直近の決算書に記載される経常収入の総額が 5,000,000 ユーロを超える、課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人⁽⁴⁰⁾の互選により選出される議長及び直近の決算書に記載される経常収入の総額が 5,000,000 ユーロを超える、他のコミューン間協力公施設法人の議長の職にある者

3° 州議会議員、ギアナ議会議員、マルティニク議会議員、マルティニク執行評議員、コルシカ執行評議員、県議会議員、人口 100,000 人を超えるコミューンの長の助役及び人口 100,000 人を超える課税自主権を有するコミューン間協力公施設法人並びにリヨンメトロポール議会副議長のうち、法律に定める条件に従い、それぞれ、州議会議長、評議会議長、県議会議長、コミューンの長、コミューン間協力公施設法人の議長又はリヨンメトロポール議会議長からの署名委任を受けている者。各地方公共団体又はコミューン間協力公施設法人の執行府は、公職の透明性に関する高等機関の長に対して、遅滞なくその署名委任について通知するものとする。

4° 大臣官房構成員及び共和国大統領の補佐官

5° 国民議会議長及び元老院議長の補佐員⁽⁴¹⁾

(36) コルシカは 1991 年に行われた改革により、議会の議決機能と執行機能が明確に分離され、議決機関としてのコルシカ議会及びその議長、執行機関としてのコルシカ執行評議会 (conseil exécutif) 及びその議長が置かれている。執行評議会の構成員である執行評議員 (conseiller exécutif) は、議会が議員の中から互選により選出する。山崎榮一「フランスの地方自治体の基本構造に関する覚え書き (中)」『地方自治』789 号, 2013.8, pp.85-86.

(37) ギアナの執行機関は、ギアナ議会が互選する議長である。山崎榮一「フランスの地方自治体の基本構造に関する覚え書き (下)」『地方自治』790 号, 2013.9, p.71.

(38) マルティニクもコルシカとほぼ同じ統治構造を有している。同上, pp.63, 72.

(39) 例えば、フランス領ポリネシアの執行府の長 (président) は、フランス領ポリネシア議会が議員の中から互選で選出する。山崎 前掲注 (37), pp.60-61, 64-65.

(40) コミューン間協力公施設法人 (établissements publics de coopération intercommunale: EPCI) は、行政の非効率を補うために、コミューンが共同で行政を行う相互協力の枠組みである。

(41) 補佐員 (collaborateur) は国会議員を補佐し、「秘書」とも訳されるが、特に上下院議長の“collaborateur”は、上下院議長の下に配置され、各省の大臣官房の補佐官のような役割を果たしているため、このように訳した。なお、日本では国会職員の肩書に「官」の名称を用いていないため、「補佐員」とした。山本美樹「国家公務員の肩書雑感」『立法と調査』no.221, 2001.1, p.64. <<http://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column035.htm>>

6° 独立行政機関及び独立公共機関の役員

7° 閣議において任命された政府の決定による官職又は職務にある他の全ての者

4° から 7° までに規定する者の利害関係の届出書は、独立機関の長又は上司に対しても同様に提出する。

資産状況又は利害関係に関する全ての重要な変更は、2 か月以内に、同様の形式により届け出なければならない。

II. この条 I 1° から 3° までに規定する全ての者は、その任期若しくは職務の満了の 2 か月前から遅くとも 1 か月前までに、又は議会の解散若しくは死亡以外の理由による任期若しくは職務の中途終了の場合には、任期若しくは職務の終了後 2 か月以内に、新たな資産状況の届出書を公職の透明性に関する高等機関の長に提出する。

この条 I 4° から 7° までに規定する全ての者は、職務の終了後 2 か月以内に同様の義務を負う。

この条、この法律第 4 条又は選挙法典 LO. 第 135-1 条の規定の適用により届出書を 6 か月以内に作成した者は、新たな届出書の提出を要しない。

III. I に規定する義務は、次に掲げる組織の長及び執行役に適用する。

1° 法的地位にかかわらず、国が資本の 2 分の 1 超を直接保有する会社その他の法人

2° 国の商工業的公施設法人⁽⁴²⁾

3° 法的地位にかかわらず、1° 及び 2° に規定する法人が、直接的又は間接的に、単独又は共同で、資本の 2 分の 1 超を保有する会社その他の法人であって、その長又は執行役の任命の日前の直近の会計年度における年間総売上高が 10,000,000 ユーロを超えるもの

4° その会長又は執行役が任命された年の前年の 12 月 31 日に 2,000 戸を超える住宅を含む敷地を管理する建築及び住居法典 L. 第 421-1 条に規定する住宅公社⁽⁴³⁾

5° 法的地位にかかわらず、この III 1° 及び 3° に規定する法人以外の会社その他の法人であって、その長又は執行役の任命の日前の直近の会計年度における年間総売上高が 750,000 ユーロを超え、かつ、憲法第 12 章及び第 13 章に規定する地方公共団体、その連合体若しくはこの III 1° から 4° までに規定する他の法人が、直接的又は間接的に、資本の 2 分の 1 超を保有するもの又は地方公共団体一般法典 L. 第 1525-1 条 1° に規定するもの⁽⁴⁴⁾

この III に規定する者の利害関係の届出書は、その者に対する指揮権を有する又は当該組織の監督を行う大臣にも同様に提出する。

この III に規定する者の任命の際には、必要に応じて、前職の終了の際に要求される資産状況の届出書の提出の証明を要する。この III に規定する者の任命は、I 第 1 項に規定する就任時の届出書を、2 か月以内に公職の透明性に関する高等機関に提出しない場合には、無効とみなす。

(42) 商工業的公施設法人 (établissement public à caractère industriel et commercial) は、公施設法人のうち、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的な活動を行うもの。

(43) 住宅公社 (office public de l'habitat) は、地方の商工業的公施設法人である。社会住宅 (logement social) と称される低所得者向けの住宅の建設、管理、売買等を実施する。また、都市整備活動等も行う。中村ほか監訳 前掲注 (15), p.296.

(44) 地方公共団体一般法典 L. 第 1525-1 条 1° は、公私資本混合会社 (société d'économie mixte: SEM) のうち、1983 年 7 月 8 日以前に設立され、その後、会社の設立目的を変更していないものについて規定している。なお、SEM は、商法に基づき設立される会社で、公的資本と私的資本を集め、多様な活動を行う。中村ほか監訳 前掲注 (15), p.399.

IV. この条に規定する届出書の様式及び内容並びにその更新及び保管の条件は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を聴いた後で、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

V. 第 4 条 V 並びに第 6 条及び第 7 条の規定は、この条に規定する者に適用する。第 10 条の規定は、I 1° に規定する者を除き、この条に規定する者に適用する。

第 12 条

I. 公職の透明性に関する高等機関は、情報処理及び自由に関する国家委員会の意見を聴いた後で定めるコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める方法に従い、第 5 条 III の規定の範囲内で、第 11 条の規定に基づき提出される利害関係の届出書を公表する。有権者は、利害関係の届出書に関する意見書を当該高等機関に提出することができる。

利害関係の届出書に含まれる情報であって、この I の規定に従い、第 5 条 III の規定の範囲内で公表されるものは、行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政的、社会的及び税務的性質を有する諸規定に関する 1978 年 7 月 17 日の法律第 78-753 号第 10 条から第 13 条までに規定する条件に従い、再利用することができる。

II. (削除)⁽⁴⁵⁾

届出人本人が当該資産状況の届出書を公表した場合を除き、その方法にかかわらず、資産状況の届出書又は当該届出書に関する意見書の全部又は一部を公表し、又は漏洩した場合には、45,000 ユーロの罰金刑に処する。

第 3 款 公職の資金調達

第 13 条

選挙法典 L. 第 52-8 条の次に、L. 第 52-8-1 条として次のように加える。

「L. 第 52-8-1 条 どの候補者も、直接と間接とを問わず、議会両院から議員に支給される議員の職務に要する費用を補填するための手当及び便益を [選挙運動に]⁽⁴⁶⁾ 用いることはできない。」

第 14 条

政治活動の [資金等の] 透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号第 9 条⁽⁴⁷⁾ を、次のように改める。

1° 第 3 項中「1 若しくは複数の海外県、若しくはサン＝ピエール・エ・ミクロン、サン＝バルテルミ、サン＝マルタン、マイヨット、ニューカレドニア、フランス領ポリネシア又はワリス・エ・フトゥナ諸島」を「憲法第 73 条又は第 74 条に規定する 1 若しくは複数の地方公共団体⁽⁴⁸⁾ 又はニューカレドニア」とする。

2° 第 7 項中「議員」を「国会の構成員」とする。

3° 第 7 項の次に、次の 1 項を加える。

(45) 前掲注 (19) の判決により、II の最初の 7 項が違憲とされ削られた。これは、有権者が、第 11 項 I 2° に規定する地方議会の議長等の資産状況の届出書を閲覧できるようにする規定であった。違憲理由は、当該規定が、私生活を尊重される権利と立法目的との均衡を欠くためである。

(46) 国民議会議員、元老院議員、県議会議員、コミューン議会議員等の選挙。

(47) 政党及び政治団体に対する国庫補助に関する規定。Loi n° 88-227 du 11 mars 1988 relative à la transparence financière de la vie politique.

(48) 憲法第 73 条は「海外県及び海外州」(département et région d'outre-mer: DROM)、第 74 条は「海外地方公共団体」(collectivité d'outre-mer: COM) について規定する。現在、マイヨットは海外県及び海外州であり、サン＝ピエール・エ・ミクロン、サン＝バルテルミ、サン＝マルタン、フランス領ポリネシア及びワリス・エ・フトゥナ諸島は海外地方公共団体となっている。

「憲法第 73 条又は第 74 条に規定する 1 若しくは複数の地方公共団体又はニューカレドニアに含まれない選挙区から選出された国会の構成員は、憲法第 73 条又は第 74 条に規定する 1 若しくは複数の地方公共団体又はニューカレドニアにおいてのみ、国民議会の直近の選挙に際して、候補者を擁立した政党又は政治団体に所属し、又は協力することができない⁽⁴⁹⁾。」

4° 第 9 項を次のように改める。

a) 2 つの「議員」をそれぞれ「議会の構成員」とする。

b) 次の 1 文を加える。

「当該届出書⁽⁵⁰⁾は、官報に掲載する。」

第 15 条

同法第 11-4 条⁽⁵¹⁾を次のように改める。

1° 第 1 項⁽⁵²⁾を次のように改める。

a) 「納める [寄附金]」の次に、「及び 1 又は複数の政党の党员として支払う党費」を加える。

b) 「正式に特定された自然人」を「正式に特定された 1 の自然人」とし、「同一の政党」を「1 若しくは複数の政党」とする。

2° 第 1 項の次に、次の 1 項を加える。

「第 1 項の規定にかかわらず、国又は地方の公選職にある者が支払う党費については、前項に規定する限度額の算定に含めない。」

3° 第 3 項⁽⁵³⁾を次のように改める。

a) 「作成」の次に、「、利用及び選挙費用及び政治資金全国委員会への通知」を加える。

b) 末尾に次の 1 文を加える。

「政党は、デクレで定める条件に従い、選挙費用及び政治資金全国委員会に対して、1 又は複数の寄附金又は党費を毎年支払うことに同意した者の一覧を毎年提出する。」

第 16 条

同法第 11-5 条を次のように改める。

「**第 11-5 条** 第 11-4 条の規定に違反して、複数の政党に寄附金を支払った者は、3,750 ユーロの罰金及び 1 年の禁錮又はそのいずれかに処する。

同一の自然人により、1 の政党に対して、第 11-4 条の規定に違反して寄附金が納められた場合には、寄附金の受益者をこの条第 1 項の規定に従って罰する。」

(49) 政党等への国庫補助には、下院議員選挙の結果に応じて分配される第 1 部分と、第 1 部分を受けた政党等に対して、両議院における議席数に応じて支払われる第 2 部分がある。第 1 部分を受けるには、① 50 以上の選挙区で有効投票数の 1% 以上を得るか、又は②海外県及び海外州、海外地方公共団体又はニューカレドニアにおいてのみ候補者を立てた政党等については、立候補した選挙区全てにおいて、有効投票数の 1% を得なければならない。これまで、第 1 部分を得られなかった政党等が、第 2 部分を得るために、所属議員を②の政党等に一時的に所属させるということが行われていた。今回の改正は、これを禁止するためのものである。

(50) 国会議員の自己申告による所属政党又は所属政治団体の届出。

(51) 贈与及び献金の管理等について規定している。

(52) 改正後の第 1 項は、次のとおりである。「正式に特定された 1 の自然人が、1 若しくは複数の政党の選挙資金団体の資格を有する 1 若しくは複数の団体又は 1 若しくは複数の会計代理人に納める寄附金及び 1 又は複数の政党の党员として支払う党費は、年間 7,500 ユーロを超えることができない。」(下線は改正箇所)。

(53) 改正後の第 3 項第 1 文は、次のとおりである。「選挙資金団体又は会計代理人は、寄附者に、コンセイユ・デタの議を経るデクレで作成、利用並びに選挙費用及び政治資金全国委員会 (Commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques: CNCCFP) への通知の条件を定める領収書を交付する。」(下線は改正箇所)。

第 17 条

I. 同法第 11-7 条⁽⁵⁴⁾ を次のように改める。

1° 第 2 項第 3 文の末尾に、次を加える。

「かつ、翌年以降、当該政党の利益となる寄附金及び党費を理由として、租税一般法典第 200 条第 3 項⁽⁵⁵⁾ に規定する税の軽減を受けることができない。」⁽⁵⁶⁾

2° 次の 1 項を加える。

「選挙費用及び政治資金全国委員会は、必要に応じて、当該監督業務の適切な遂行に必要な全ての会計書類及び証拠書類の提出を要求する。」

II. 同法第 11-8 条中、「最終」を「第 2」とする⁽⁵⁷⁾。

第 18 条

選挙費用及び政治資金全国委員会の長は、租税に関する法律に違反すると疑われる事実を知った場合には、遅滞なく、通貨金融法典 L. 第 561-23 条に規定する機関⁽⁵⁸⁾ に通知する義務を負う。

第 4 款 公職の透明性に関する高等機関**第 19 条**

I. 公職の透明性に関する高等機関は、独立行政機関である。

当該高等機関の構成員は、その権限の行使に当たって、いかなる機関の指示も受け、又は求めることはない。

当該高等機関の構成員は、その適切な業務遂行の支障となるいかなる公的地位にも、個人の資格で就任することはない。

II. 当該高等機関の長は、共和国大統領のデクレで任命する。

その長のほか、当該高等機関は、次の構成員から構成される。

1° 現職であると名誉職であるを問わず、コンセイユ・デタの総会で選出されるコンセイユ・デタ評定官 2 人

2° 現職であると名誉職であるを問わず、破毀院⁽⁵⁹⁾ の特別職の裁判官の総意によって選出される破毀院裁判官 2 人

3° 現職であると名誉職であるを問わず、会計検査院評議部で選出される会計検査院主任評定官 2 人

4° 少なくとも過去 3 年間、政府の構成員の職務、議員の任務又は第 11 条 I に掲げ

(54) 国庫補助や寄附を受けた政党又は政治団体に対して、帳簿をつけ、毎年決算を行い、選挙費用及び政治資金全国委員会に報告する義務を課す規定。

(55) 租税一般法典第 200 条は、公益に関する団体等へ寄附を行った場合に、寄附金額の 66% に当たる額を所得税から控除することができるとする規定である。

(56) この第 2 項は、第 1 項に規定する義務を怠った政党等は、翌年の国庫補助を受けることができないとする規定。改正により、当該義務を怠った政党に対する寄附等については、租税一般法典第 200 条の規定が適用されなくなった。

(57) 政党等は、選挙資金団体又は会計代理人を置いている場合、これらを通してしか寄附金を受けることができないとする規定。これに違反した場合、第 11-7 条第 2 項の規定が適用される。今回の改正は、条文番号の調整に過ぎない。

(58) 財務大臣のもとに設置され、違法な資金の流れに関する情報を処理し、その対応策を講ずる「違法資金特別対策室」(Traitement du renseignement et action contre les circuits financiers clandestins: TRACFIN) を指す。中村ほか監訳 前掲注 (15), p.422.

(59) 破毀院 (Cour de cassation) は、民事及び刑事の最高裁判所である。

る職務を行わなかった者であって、憲法的法律⁽⁶⁰⁾を所管する国民議会の常任委員会において、有効投票の5分の3の多数をもって合意された意見を徴した後、国民議会の議長によって任命される有識者1人

5° 過去3年間、政府の構成員の職務、議員の任務又は第11条Iに掲げる職務を行わなかった者であって、憲法的法律を所管する元老院の常任委員会において、有効投票の5分の3の多数をもって合意された意見を徴した後、元老院の議長によって任命される有識者1人

このII 1°から3°までに規定する構成員の選出又は任命は、女性と男性の代表が同数になるように行う。

構成員が兼業禁止された職にあること、職務の遂行に支障が生じていること又は義務を果たしていないことを、他の構成員の4分の3の多数意見をもって当該高等機関が認めた場合、当該高等機関は、その構成員の職務を停止又は終了させることができる。

理由のいかんを問わず欠員が生じた場合には、IIに規定する条件に従い、任期の残余期間につき、新規構成員の選出又は任命を行う。IIIの規定にかかわらず、任期の残余期間が1年に満たない場合には、1回に限り、当該新規構成員の任期を更新することができる。

III. 当該高等機関の構成員は、更新不可の6年の任期で任命する。

このIII第1項の規定にかかわらず、当該高等機関の初会合に当たって、抽選により次のように定める。

1° II 1°から3°までに規定する機関のうち、1機関から選出される構成員2人の任期を2年とし、1機関から選出される構成員2人の任期を4年とする⁽⁶¹⁾。

2° 同II 4°及び5°に規定する構成員のうち、1人の任期は3年とする。

IV. 当該高等機関の構成員の任務は、この法律の第4条及び第11条に規定する届出義務を負う他のいかなる職も兼ねることができない。

当該高等機関のいかなる構成員も、審議若しくは検査・監督の対象となる個人若しくは機関に直接若しくは間接の利害を有するか、又は当該審議若しくは検査・監督前3年間に有していた場合には、当該審議に参加し、又は検査・監督を行うことができない。

構成員は、第11条I 6°に規定する届出書を提出する義務を負う。資産状況の届出書及び利害関係の届出書は、当該高等機関の他の構成員全員が閲覧可能な状態に置かなければならない。

当該高等機関の構成員は、守秘義務に服する。

V. 当該高等機関の事務局長は、同機関の長の提案に基づき、首相のアレテ⁽⁶²⁾により任命する。

当該高等機関は、次に掲げる者が任命する報告担当官が補佐する。

1° コンセイユ・デタ並びに地方行政裁判所及び行政控訴院⁽⁶³⁾の裁判官の職群⁽⁶⁴⁾の現職又は名誉職の構成員の中から任命する報告担当官については、コンセイユ・デタ

(60) 憲法的法律 (loi constitutionnelle) は、憲法を改正する法律。

(61) 構成員が一斉に交代する事態を避けるため、初代の構成員のみ、通常より短い任期の者を置くこととした。

(62) 行政機関の命令、決定等の総称。

(63) 行政控訴院 (cours administratives d'appel) は、第2審の行政裁判所。山口編 前掲注(8), p.131.

(64) 職群 (corps) は、国家公務員等について、同一の身分規程に服する一団を指す。国家公務員は、原則として、省庁ごとではなく、職群ごとに採用される。

の副院長

2° 破毀院及び各裁判所の現職又は名誉職の司法官の中から任命する報告担当官については、破毀院の長

3° 会計検査院及び州会計検査院の現職又は名誉職の司法官の中から任命する報告担当官については、会計検査院の長

当該高等機関は、官吏の配属を受けることができ、必要に応じて臨時職員を採用することができる。

当該高等機関の職員は、守秘義務に服する。

VI. 当該高等機関は、その任務を実現するために必要な資金を使用することができる。

当該高等機関の長は、当該高等機関に割り当てられる資金の支払命令官である。

支出負担行為の統制の組織に関する 1922 年 8 月 10 日の法律⁽⁶⁵⁾は、当該高等機関に適用しない。当該高等機関の会計は、会計検査院の監督を受ける。

VII. この条の適用の方法は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

当該高等機関は、組織及び運営に関する他の規則群並びにその審査手続に関する規則を決定する一般規則を定める。

第 20 条

I. 当該高等機関は、次に掲げる任務を遂行する。

1° 当該高等機関は、この章第 2 款に規定する条件に従い、この法律第 4 条の適用により政府の構成員から、選挙法典 LO. 第 135-1 条の適用により国民議会議員及び元老院議員から、並びにこの法律第 11 条に規定する者から、資産状況の届出書及び利害関係の届出書を受け取り、それらの検査、監督及び、必要に応じて、公開を確保する。

2° 当該高等機関は、第 4 条及び第 11 条に規定する者に関して、第 2 条にいう利益相反のおそれがある状況について、その状況を裁定し、必要に応じて、その者に対し、第 10 条に規定する条件に従い、当該状況の解消を命じる。

3° 当該高等機関は、この I 1° に規定する者からの、その者が職務遂行中に直面する職業倫理に関する問題についての意見要請に回答するものとする。この意見及びその根拠となる文書は、公開しない。

4° 当該高等機関は、自由業又は私法の諸規範に従う競争的な分野で業務を行う機関若しくは企業における有給の活動に従事することが、当該活動の開始前 3 年間に従事していた政府の職又は第 11 条 I 2° に掲げる地方の執行職を考慮し、可能か否かについて、第 23 条の規定の適用により裁定する。

5° 当該高等機関は、首相の要請に基づき又は自ら、首相及び当該高等機関が定める関係公的機関に対し、この法律の適用に関する勧告を行う。当該高等機関は、利害代表者との関係並びに第 4 条及び第 11 条に規定する職務遂行中に授受される物品及び便益の慣行に関する勧告を、自ら定める。

当該高等機関は、毎年、共和国大統領、首相及び議会に、その任務の遂行に関する公的な報告書を提出する。この報告書は、当該高等機関が第 7 条、第 10 条及び第 23 条の適用により既に公開した情報を除き、個人を特定できる人物情報を含まないもの

(65) 省庁の財務統制に関する法律。Loi du 10 août 1922 relative à l'organisation du contrôle des dépenses engagées. 通常、予算執行は、予算担当大臣の所轄の下に置かれ、各省庁に配置される予算・会計統制官 (contrôleur budgétaire et comptable ministériel) が統制する。

とする。この報告書は、官報に掲載する。

II. 第4条及び第11条に規定する者が第1条、第2条、第4条、第11条及び第23条に規定する義務を遵守していないと認められる場合には、公職の透明性に関する高等機関は、職権によりこの件を取り扱うことができ、又は首相、国民議会議長若しくは元老院議長による付託を受けることができる。

当該高等機関はまた、同様の条件に従い、その定款において腐敗防止を目的とする団体であって、当該高等機関の一般規則に定める客観的基準の適用により当該高等機関が事前に承認したものによる付託を受けることができる。

公職の透明性に関する高等機関は、この条Iに規定する任務の遂行に必要なあらゆる説明又は文書を第4条、第11条及び第23条に規定するあらゆる者に対して要求することができる。当該高等機関は、協力を得ることが有益と認められるあらゆる者から聴取し、又はその者の意見を求めることができる。

当該高等機関は、1又は複数の構成員又は報告担当官に、選挙法典 LO. 第135-1条並びにこの法律第4条及び第11条に規定する届出書の内容及び当該高等機関が有する情報を、自ら検証し、又は当該高等機関の内部組織の職員を用いて検証させるよう命ずることができる。

第21条

行政と公衆との関係を改善する諸措置並びに行政的、社会的及び税務的性質を有する諸規定に関する1978年7月17日の法律第78-753号第6条I 1⁽⁶⁶⁾中「決定、」の次に「公職の透明性に関する2013年10月11日の法律第2013-907号第20条に規定する任務において公職の透明性に関する高等機関により作成され、又は保有された文書、」を加える。

第22条

当該高等機関は、第4条又は第11条に掲げる者が第1条、第2条、第4条及び第11条に規定する義務を遵守しておらず、又は第7条第2項に規定する状況にあると認めた場合には、次に掲げる者に当該義務違反について通知する。

- 1° 首相の違反については、共和国大統領
- 2° 他の政府構成員の違反については、首相
- 3° 欧州議会のフランス代表議員の違反については、欧州議会議長
- 4° 第11条I 3°に掲げる者の違反については、議決機関の議長
- 5° 同I 4°又は5°に掲げる者の違反については、任命権者
- 6° 同I 6°に掲げる者の違反については、独立行政機関又は独立公共機関の長及び任命権者
- 7° 第11条I 7°又はIIIに掲げる者の違反については、当該組織に対して指揮権を有し、又は当該組織の監督を行う大臣

第23条

I. 第1条に規定する要請⁽⁶⁷⁾に関して、当該高等機関は、過去3年間に政府の職又は第11条I 2°に掲げる地方の執行職に従事していた者が、自由業又は私法の諸規範に従う競争的な分野で業務を行う機関若しくは企業における有給の活動に従事することの可否について裁定する。

(66) 非公開の行政文書を列挙する規定。

(67) 第1条に規定する、誇り、誠意及び清廉さを持って職務を遂行すること及び利益相反の防止に努めることを指す。

当該高等機関は、その統制を確保するために、次に掲げる付託を受ける。

- 1° 予定される活動の従事の開始に先立つ当事者による付託
- 2° この I 第 1 項に規定する条件に該当する活動の無許可の従事について知った時から 2 か月以内の当該高等機関の長による付託

当該高等機関は、付託を受けた時から 3 週間以内に裁定するものとし、この期間は、その長の決定により 1 か月に延長することができる。当該高等機関は、当事者による付託について当該活動の従事を可と裁定する場合を除き、当事者が意見書を提出することができるようにする。

この期間以内に当該高等機関が裁定しない場合には、当該活動の従事を可と裁定したものとみなす。

- II. 当該活動の従事を可とする裁定には、留保を付することができ、当該留保は、当事者が政府の職又は地方の執行職を退職した後、最長で 3 年間、当事者に対して効力を有することができる。

当該高等機関が当該活動の従事を不可と裁定した場合には、当事者は、政府の職又は地方の執行職を退職した後 3 年間、当該活動に従事することができない。

当該高等機関は、その裁定を当事者に通知し、必要な場合には、当事者が I 第 1 項の規定に違反して既に職務に従事している機関又は企業に通知する。当該活動の従事に関する法的文書又は契約の効力については、次に定めるところによる。

- 1° 当該高等機関が I 1° に規定する条件に従って付託を受けた場合には、効力を失う。
- 2° 当該高等機関が I 2° に規定する条件に従って付託を受けた場合には、当然に無効となる。

当該高等機関が I 2° の規定の適用により付託を受け、当該活動の従事を不可と裁定した場合には、当該高等機関は、これを公表する。

当該高等機関は、当事者から必要な情報が提供されなかったと認めた場合には、当該活動の従事を不可と裁定することができる。

- III. 当該高等機関の長は、同機関の委任を受け、一般規則に定める条件に従って、当該活動が当事者の前職にかかわらず明白に従事可能であるときは当該活動の従事を可と裁定することができ、又は無権限、不受理若しくは可否を判断する理由を欠くと裁定することができる。

- IV. I に規定する者が当該活動の従事を不可とする裁定に違反して従事している活動又は当該活動の従事を可とする裁定において付された留保に違反して従事している活動について当該高等機関が知った場合には、当事者が釈明書を提出することができるようにした後、当該高等機関は、その裁定及び当事者による意見書を含む特別報告書を官報に掲載する。

当該高等機関は、この IV 第 1 項に規定する特別報告書及び当該高等機関がその裁定に対する違反に関して有する一件書類を共和国検事⁽⁶⁸⁾に送付する。

(68) 共和国検事 (procureur de la République) は、民事及び刑事の第 1 審司法裁判所である大審裁判所 (tribunal de grande instance) に 1 名ずつ配置される検事局の代表者である。「大審裁判所検事正」とも訳される。山口編 前掲注 (8), pp.58, 461.

第 5 款 議員の職にある公務員の地位

第 24 条

I. 欧州議会の代表の選挙に関する 1977 年 7 月 7 日の法律第 77-729 号第 6 条⁽⁶⁹⁾を次のように改める。

1° 第 2 項中「欧州」の次の語から末尾までを削る。

2° 第 2 項の次に、次の 1 項を加える。

「[欧州議会の] 代表が選挙法典 LO. 第 142 条 1° 及び 2°⁽⁷⁰⁾に規定するもの以外の公職に就いている場合には、その在任中、休職の身分又は身分規程において休職と同等とされる身分であって、昇進の権利及び年金受給権を得ることができないものに自動的に置かれる。」

II. 国家公務員に関する身分規程を定める 1984 年 1 月 11 日の法律第 84-16 号⁽⁷¹⁾第 46 条、地方公務員に関する身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号⁽⁷²⁾第 65 条及び医療公務員⁽⁷³⁾に関する身分規程を定める 1986 年 1 月 9 日の法律第 86-33 号⁽⁷⁴⁾第 53 条の各第 2 項⁽⁷⁵⁾を削る。

III. この条の規定は、2014 年 1 月 1 日に施行する。

第 6 款 公益通報者の保護

第 25 条

I. 何人も、その雇用者、職業倫理に責任を有する組織内の部署、この法律第 20 条 II 若しくは刑事訴訟法典第 2-23 条⁽⁷⁶⁾の規定の適用により承認された腐敗防止を目的とする団体又は司法若しくは行政当局に対して、第 4 条及び第 11 条に規定する者に関し、職務に従事している間に知ったこの法律第 2 条に規定する利益相反の状態に関する事実を、誠実に報告し、又は証言したことをもって、採用手続、研修若しくは職業訓練期間から排除され、又は処罰され、罷免され、若しくは、特に報酬、待遇、養成、復職、配置、資格、格付け、昇進、異動若しくは契約更新において、直接若しくは間接の差別的な措置の対象とされてはならない。

前項の行為に起因する労働契約の破棄又は不当行為は、全て当然に無効とする。

この I 第 1 項及び第 2 項の規定の適用に関する訴訟において、当該者が利益相反の状態に関する事実を誠実に報告し、又は証言したことを推定するに足る事実を明ら

(69) 欧州議会議員選挙に関する法律。Loi n° 77-729 du 7 juillet 1977 relative à l'élection des représentants au Parlement européen. 第 6 条は、兼業禁止に関する規定である。

(70) LO. 第 142 条 1° は特定の教授職、2° はオー＝ラン県、バ＝ラン県及びモーゼル県における特定の宗教の聖職者の職及び宗教を所管する行政機関の政府代表の職について規定する。なお、これらの県には政教分離の例外が適用されている。Les exceptions au droit des cultes issu de la loi de 1905, 2011.5.24. Vie-publique website <<http://www.vie-publique.fr/politiques-publiques/etat-cultes-laicite/droit-local-cultes/>>

(71) Loi n° 84-16 du 11 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique de l'Etat.

(72) Loi n° 84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale.

(73) 医療公務員 (fonction publique hospitalière: FPH) は、国家公務員、地方公務員と並ぶフランスの公務員の一種。医療・福祉関係の公共施設に勤務する。ただし、医師、薬剤師、歯科医師等は、含まれない。

(74) Loi n° 86-33 du 9 janvier 1986 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique hospitalière.

(75) これらの条文は、いずれも出向中の公務員の年金制度に関する規定である。各第 2 項は、議員となった正規公務員が議員の職にある間、正規公務員としての年金制度に加入する権利を有しないとする規定。

(76) 腐敗防止を目的とする認可を受けた団体は、刑法上の収賄罪等が行われた場合に、付帯私訴の権利を行使できるとする規定。

かにした場合には、これらの事実に関して、被告の側に、被告の決定が当該者の報告又は証言と無関係である客観的な要素により正当化されることを証明する責任を課する。裁判官は、有益と認められる証拠調べを命ずることができる。

- II. 悪意により、害意をもって又は公表され若しくは流布された事実の少なくとも一部が不正確であることを知りながら、この条 I に規定する利益相反の状態に関する事実を報告し又は証言した全ての者は、刑法第 226-10 条第 1 項⁽⁷⁷⁾に規定する刑に処する。

第 2 節 罰則

第 26 条

- I. この法律第 4 条又は第 11 条に規定する者が、同条に規定する届出書を提出せず、資産若しくは利害関係の重要な部分の届出を怠り、又は資産についての虚偽の評価書を提出した場合には、3 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処する。

補充刑⁽⁷⁸⁾として、刑法典第 131-26 条⁽⁷⁹⁾及び第 131-26-1 条⁽⁸⁰⁾に規定する方法に従い公民権の停止を、並びに同法典第 131-27 条⁽⁸¹⁾に規定する方法に従い公職への従事の禁止を宣告することができる。

- II. 第 4 条、第 11 条及び第 23 条に規定する者が公職の透明性に関する高等機関の命令に従わず、又は当該高等機関の任務の遂行に資する情報及び証拠を当該高等機関に提供しなかった場合には、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロの罰金に処する。

- III. 選挙法典 LO. 第 135-1 条⁽⁸²⁾及び LO. 第 135-3 条⁽⁸³⁾並びにこの法律第 4 条、第 6 条及び第 11 条に規定する届出書、情報又は意見書の全部又は一部を、この法律に規定する以外の場合に公表し、又はその方法にかかわらず漏えいした者は、刑法典第 226-1 条⁽⁸⁴⁾に規定する刑に処する。

第 27 条

- I. 刑法典第 131-26 条の次に第 131-26-1 条として、次のように加える。

「第 131-26-1 条 法律により別に定める場合には、第 131-26 条第 7 項⁽⁸⁵⁾の規定にかかわらず、行為の時に政府構成員の職又は公選職に従事していた者に対し、10 年以下の期間について、同条 2° に規定する被選挙権剥奪刑を宣告することができる。」

(77) 司法、行政又は職業上の制裁を生じさせる不正確な事実の告発を行った者は、5 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処すとする規定。

(78) 補充刑 (*peine complémentaire*) は、主刑に付加して科すことができる刑である。

(79) 公民権、民事上の権利及び家族法上の権利の停止 (*interdiction des droits civiques, civils et de famille*) に関する規定。具体的には、選挙権の剥奪、被選挙権の剥奪、司法職への従事の禁止、後見人となることの禁止など。

(80) 政府構成員や議員に科す被選挙権剥奪刑の期間を最長 10 年とする規定。この法律第 27 条参照。

(81) 公職や職業活動等への従事を禁止する補充刑に関する規定。公職の禁止には、永続的な禁止と 5 年以下の禁止がある。

(82) 国民議会議員に、資産状況の届出、利害関係の届出及び諸活動の届出を課す規定。

(83) 公職の透明性に関する高等機関は、国民議会議員に対し、租税一般法典第 170 条から第 175 条 A までに規定する所得に関する届出書及び同法典第 885 条 W に規定する資産の届出書の提出を求めることができるとする規定。前掲注 (30) 及び (31) 参照。

(84) 他人の私生活を侵害することを目的として、私的又は秘密の会話内容を取得し、録音し、又は送付した者は、1 年の拘禁刑及び 45,000 ユーロの罰金に処すとする規定。

(85) 公民権、民事上の権利及び家族法上の権利の停止は、重罪については 10 年、軽罪については 5 年を超えることができないとする規定。なお、フランス刑法上、犯罪は、重罪 (*crime*)、軽罪 (*délit*) 及び違警罪 (*contravention*) に分類される。

II. 同法典第 324-7 条⁽⁸⁶⁾9° 及び第 432-17 条⁽⁸⁷⁾1° 末尾の「第 131-26 条により」を「第 131-26 条及び第 131-26-1 条に」に改める。

III. 選挙法典 L. 第 117 条第 1 項⁽⁸⁸⁾ 末尾の「この条に規定する方法に従い」を「これらの条に規定する方法に従い、[刑法典第 131-26 条 1° 及び 2° に規定する公民権の停止] 並びに同法典第 131-26-1 条に規定する被選挙権剥奪」に改める。

IV. 租税一般法典を次のように改める。

1° 第 1741 条第 3 項⁽⁸⁹⁾ 及び第 1774 条⁽⁹⁰⁾ 中「第 131-26 条により」を「第 131-26 条及び第 131-26-1 条に」に改める。

2° 第 1837 条 I 第 1 項第 2 文⁽⁹¹⁾ 中「5 年以下の期間について、刑法典第 131-26 条」を「刑法典第 131-26 条及び第 131-26-1 条」に改める。

V. 商法典 L. 第 241-3 条及び L. 第 242-6 条⁽⁹²⁾ の末尾に次の 1 項を加える。

「L. 第 249-1 条に規定する補充刑のほか、裁判所は、この条に規定する場合には、補充刑として、刑法典第 131-26 条に規定する公民権、民事上の権利及び家族法上の権利の停止を宣告することもできる。」

第 28 条

刑法典第 432-13 条第 1 項⁽⁹³⁾ を次のように改める。

1° 「2 年の拘禁刑及び 30,000 ユーロの罰金」を「3 年の拘禁刑及び 200,000 ユーロの罰金[に処し]、罰金の額は、犯罪から得た収益の 2 倍に引き上げることができる。」に改める。

2° 「として」の次に「政府構成員、地方の執行職にある者、」を加える。

第 3 節 最終条項

第 29 条

憲法第 13 条第 5 項の規定の適用に関する 2010 年 7 月 23 日の法律第 2010-838 号別表⁽⁹⁴⁾ 中第 32 項の次に次の 1 項を加える。

公職の透明性に関する高等機関の長	憲法的法律を所管する常任委員会
------------------	-----------------

第 30 条

I. この条 II 第 2 項に規定する場合を例外として、政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号第 1 条から第 5-1 条⁽⁹⁵⁾ までを削除する。

(86) 資金洗浄に対する補充刑に関する規定。

(87) 公職者による行政の侵害に科す補充刑に関する規定。

(88) 選挙法違反に対し、公民権の剥奪等を科す規定。

(89) 税法違反に科す補充刑に関する規定。

(90) 所得隠し等に科す補充刑に関する規定。

(91) 印紙税 (droits d'enregistrement) 及び土地公示税 (taxe de publicité foncière) に関する違反に科す補充刑についての規定。

(92) 有限会社に関する罪 (L. 第 241-3 条) 及び株式会社の経営陣による罪 (L. 第 242-6 条) についての規定。

(93) 政府構成員、地方の執行職又は公務員が、その職務の終了後 3 年以内に、従事していた職務に関し、私企業に統制を加えた場合や、私企業と契約を締結した場合などは、3 年の拘禁刑及び 200,000 ユーロの罰金に処される。

(94) 憲法第 13 条第 5 項は、大統領が任命する職務であって、任命の前に各議院の所管の常任委員会の意見を聴く必要があるものについては、組織法律で定めると規定している。この法律第 2010-838 号は、憲法第 13 条第 5 項の規定が適用される各職務を所管する常任委員会を別表に列挙する。Loi n° 2010-838 du 23 juillet 2010 relative à l'application du cinquième alinéa de l'article 13 de la Constitution.

(95) 資産状況の届出に関する旧規定。

II. 政治活動の資金等の透明性に関する委員会⁽⁹⁶⁾が有する公文書及び全ての資料は、公職の透明性に関する高等機関の任務の遂行のために、当該高等機関に移管する。

政治活動の資金等の透明性に関する 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号第 1 条及び第 2 条の規定の適用により届出書の提出の義務を課されていた職務であって、この法律の施行日より前に終了したもの又は選挙法典の規定の簡素化及び政治活動の資金等の透明性に関する 2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-412 号第 21 条 II⁽⁹⁷⁾の規定の適用により届出書の提出が課されていた職務について、政治活動の資金等の透明性に関する委員会において継続中の資産状況の変動に関する審査手続は、公職の透明性に関する高等機関が引き継ぐものとする。当該高等機関は、当該審査手続に関する限り、前記 1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号第 1 条から第 3 条までに規定する特権⁽⁹⁸⁾を有する。

1988 年 3 月 11 日の法律第 88-227 号第 1 条及び第 2 条の規定の適用により、届出書の提出の義務を課されていた職務であって、この法律の施行日において在職中のものに関する手続は、当該高等機関が行う。当該高等機関は、当該手続について、この法律に定める特権を有する。

III. 選挙法典 L. 第 195 条第 3 項及び L. 第 367 条第 22 項を削り、同法典 L. 第 230 条 4°、L. 第 340 条 3° 及び L. 第 558-11 条 3° を削除する⁽⁹⁹⁾。

第 31 条

租税手続法典 L. 第 139B 条⁽¹⁰⁰⁾を、次のように改める。

- 1° 「政治活動の資金等の透明性に関する委員会」を「公職の透明性に関する高等機関」とする。
- 2° 「第 2 項の規定に従い、」を「の適用により [国民議会議員] 又はその別産制の配偶者、民事連帯協約を締結したパートナー若しくは内縁関係にある者」とする。
- 3° 「規定する」の次の語から末尾までを「公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 6 条の規定の適用により同法第 4 条及び第 11 条に」とする。

第 32 条

情報処理、情報ファイル及び自由に関する 1978 年 1 月 6 日の法律第 78-17 号第 13 条 I 第 11 項⁽¹⁰¹⁾中「国の全ての公選職、」を削る。

(96) 政治活動の資金等の透明性に関する委員会 (Commission pour la transparence financière de la vie politique: CTFVP) は、公職の透明性に関する高等機関に改組された。

(97) 法律第 2011-412 号第 21 条 I の規定により、資産状況の届出義務者の対象範囲が縮小されたが、第 21 条 II の規定により、対象から外れた者に対して、第 21 条の施行から 2 か月以内に資産状況を届け出るよう義務づけた。

(98) この項に規定する審査手続については、前身である政治活動の資金等の透明性に関する委員会が有していた権限の範囲内で審査を行う。

(99) この III に挙げられた規定は、県議会議員及び県議会議員 (L. 第 195 条最終項)、コルシカ議会議員、コルシカ執行評議会議員又はコルシカ執行評議会議員 (L. 第 367 条最終項)、人口 30,000 人以上のコミュニの長及び人口 100,000 人以上のコミュニの助役 (L. 第 230 条 4°)、州議会議員及び州議会議員 (L. 第 340 条 3°) 並びにギアナ議会議員、ギアナ議会議員、マルティニク議会議員、マルティニク議会議員、マルティニク執行評議会議員、マルティニク執行評議会議員 (L. 第 558-11 条 3°) が、資産状況の届出書を提出しなかった場合に、1 年間の被選挙権剥奪刑を科すとしていた。しかし、未提出の理由にかかわらず、一律で 1 年間の剥奪となる点に問題があるとして、改正された。改正後は、この法律第 27 条で創設された刑法典第 131-26-1 条により、10 年以下の被選挙権剥奪刑を科すことができる。

(100) 改正後の L. 第 139B 条は、次のとおりである。「公職の透明性に関する高等機関は、選挙法典 LO. 第 135-3 条の適用により国民議会議員又はその別産制の配偶者、民事連帯協約を締結したパートナー若しくは内縁関係にある者について、又は公職の透明性に関する 2013 年 10 月 11 日の法律第 2013-907 号第 6 条の適用により同法第 4 条及び第 11 条に規定する者について、これらの者が租税一般法典第 170 条から第 175A 条及び必要に応じて同法典第 885W 条 I 1 の規定の適用により署名する届出書の写しの送付を税務当局に要請することができる。」(下線は改正箇所)。

(101) この第 13 条第 11 項は、独立行政機関である情報処理及び自由に関する全国委員会の委員長について、国の全ての公選職(国会議員)との兼業を禁止する規定であった。しかし、組織法律第 2013-906 号第 2 条の規定により、国会議員は、原則として、独立行政機関の職務を兼業することができなくなり、この規定は不要となった。

第 33 条

この法律は、第 1 条、第 1 節第 1 款、第 3 款、第 5 款及び第 6 款並びに第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 32 条及び第 34 条を除き、公職の透明性に関する高等機関の長を任命するデクレの官報への掲載日に施行する。

各政府構成員は、遅くとも 2014 年 2 月 1 日までに、第 4 条に規定する方法により、資産状況の届出書及び利害関係の届出書を作成する。

第 11 条に規定する者はそれぞれ、次に掲げる日までに、第 11 条に規定する方法により、資産状況の届出書及び利害関係の届出書を作成する。

- 1° 第 11 条 I 1°、4° 及び 5° に規定する者については、2014 年 2 月 1 日
- 2° 同 I 2° 及び 3° に規定する者については、2014 年 6 月 1 日
- 3° 第 11 条 I 6° 及び 7° 並びに III に規定する者については、2014 年 10 月 1 日

第 34 条

地方公共団体一般法典を、次のように改める。

- 1° L. 第 2123-18-1 条の次に L. 第 2123-18-1-1 条として、次のように加える。

「**L. 第 2123-18-1-1 条** コミューン議会は、職務の遂行上、正当と認められる場合には、毎年の議決で定める条件に従って、車両を当該議会の議員又はコミューンの公務員の用に供することができる。

他のあらゆる便益は、その利用者及び利用方法を定める議決の対象とする。」

- 2° 第 3 部第 1 編第 2 章第 3 節第 3 款の末尾に L. 第 3123-19-3 条として、次のように加える。

「**L. 第 3123-19-3 条** 県議会は、職務の遂行上、正当と認められる場合には、毎年の議決で定める条件に従って、車両を当該議会の議員又は県の公務員の用に供することができる。

他のあらゆる便益は、その利用者及び利用方法を定める議決の対象とする。」

- 3° 第 4 部第 1 編第 3 章第 5 節第 3 款の末尾に L. 第 4135-19-3 条として、次のように加える。

「**L. 第 4135-19-3 条** 州議会は、職務の遂行上、正当と認められる場合には、毎年の議決で定める条件に従って、車両を当該議会の議員又は州の公務員の用に供することができる。

他のあらゆる便益は、その利用者及び利用方法を定める議決の対象とする。」

- 4° L. 第 5211-13 条の次に L. 第 5211-13-1 条として、次のように加える。

「**L. 第 5211-13-1 条** コミューン間協力公施設法人の議決機関は、職務の遂行上、正当と認められる場合には、毎年の議決で定める条件に従って、車両を当該議決機関の議員又は当該公施設法人の公務員の用に供することができる。

他のあらゆる便益は、その利用者及び利用方法を定める議決の対象とする。」

第 35 条

- I. この法律は、地方公務員に関する身分規程を定める 1984 年 1 月 26 日の法律第 84-53 号第 65 条及び医療公務員に関する身分規程を定める 1986 年 1 月 9 日の法律第 86-33 号第 53 条の各第 2 項を削る第 24 条 II の規定及び第 27 条 IV の規定を除き、フランス領ポリネシア、ニューカレドニア及びワリス・エ・フトゥナ諸島に適用することができる。
- II. 地方公共団体一般法典 L. 第 2123-18-1-1 条及び L. 第 5211-13-1 条の規定は、フランス領ポリネシアに適用することができる。
- III. この法律の適用に際して、条文中の租税に関する法令は、海外地方公共団体及びニューカレドニアにおいては、当該地域に適用する法令を指すものとみなす。

この法律は、国の法律として施行する。

(はっとり ゆうき)

(本稿は、筆者が海外立法情報課在籍中に翻訳したものである。)